



川崎市次世代育成支援対策行動計画

かわさき子ども「夢と未来」プラン

実施状況について(平成17年度実績)



川 崎 市

目次

1	次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』実施状況総括表(平成17年度実績)	1
2	かわさき子ども「夢と未来」プラン個別事業実施状況(平成17年度)	3
	基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり	3
	(1) 子どもの権利の尊重	3
	(2) 子どもの参加の推進	4
	基本目標2 家庭の育てる力を支える仕組みづくり	5
	(1) 男女がともに担う子育ての推進	5
	(2) 子育てしやすい就労環境の整備	5
	(3) 多様な保育サービスの充実	6
	(4) 要支援家庭対策の充実	6
	(5) 経済的負担の軽減	8
	基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり	9
	(1) 地域における子育て家庭への支援	9
	(2) 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり	12
	(3) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進	16
	基本目標4 親と子の心とからだの健康づくり	17
	(1) 安心できる妊娠と出産	17
	(2) 親と子の健康づくり	17
	(3) 思春期の保健対策の充実	19
	基本目標5 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり	20
	(1) 家庭や地域の教育力の向上	20
	(2) 幼児・学校教育の充実	20
	(3) 遊びや体験の場の整備	23
	基本目標6 子どもと子育てにやさしいまちづくり	26
	(1) 子育てに配慮した住宅の整備	26
	(2) 安心して外出できる環境の整備	26
	(3) こどもの安全を確保する活動の推進	27
	かわさき子ども「夢と未来」プラン 所管局(区)・担当一覧	29

かわさき子ども「夢と未来」プラン 実施状況総括表（平成17年度実績）

基本的視点

- 1 家庭と地域の育てる力を構築する
- 2 一人ひとりの子どもを尊重する
- 3 次代の親を育む
- 4 多文化共生の子育てを進める
- 5 地域の特性を生かす
- 6 地域や社会の資源を有効に活用する

基本理念

小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 子どもの権利の尊重
- 2 子どもの参加の促進

子どもの意見表明・参加の促進

「子どもの権利に関する行動計画～子どもの意見表明・参加を中心に～」の進捗状況を調査し、その結果を公表した。

児童虐待等への対応の充実

虐待防止センターを中央児童相談所内へ移し、対応の充実・迅速化を図った。

子ども会議の推進

47名の子ども委員が参加し、「エコ」「学校」「福祉」「川崎」「世界・条例」の5部会に分かれて調査を行い、「かわさき子ども集会」で発表を行った。

川崎市児童福祉審議会からの意見・評価

・子どもの権利に関する条例のパンフレット等を子どもたちに配布していますが、普及・啓発が充分に行き届いていないように思われますので、配布方法等の検討が必要と考えます。同様に、子どもの権利侵害に関する相談カードやSOSカードについては、単に配布するだけでなく、カードの意味を伝え配布しておりますが、さらに学校教育の中で子どもの権利についての学習と協調し、相乗効果を上げることを期待します。

・施設等を退所し、在宅となった被虐待児や保護者に対する支援員の訪問件数が年々増えているなかで、支援員の相談技術の向上や支援体制の強化が求められます。

・子ども会議については、市、行政区、中学校区で行っていますが、それぞれの子ども会議の連携がうまく図られていないように思われますので、今後この点を改善し、子どもたちの意見表明や参加の促進がさらに図られるよう進めていただきたい。

・子ども夢パークについて、施設設備の充実を図り、何度も行ってみたいくなるような魅力ある施設づくりを期待します。

・子どもの参加を促進するためには、サポーターやプレーリーダーなど人的要素が重要であり、それらの養成とサポーターやプレーリーダーに寄り添い支えていく体制を整えることが必要です。

基本目標2 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 男女がともに担う子育ての推進
- 2 子育てしやすい就労環境の整備
- 3 多様な保育サービスの充実
- 4 要支援家庭対策の充実
- 5 経済的負担の軽減

男女がともに担う子育ての意識啓発

男性子育て講座「パパが子どもに遊んでもらうコツ」や両親学級等を開催し、男女がともに担う子育ての意識啓発を図った。また、プレバパママ教室の土日・夜間開催、男女平等推進学習の一部土日開催を実施し、男性が参加しやすい条件整備を図っている。

保育受入れ枠の拡充

平成17年3月に改訂した保育基本計画事業計画に基づき保育受入れ枠を拡充し、計12,250名の対応を図り、待機児童数を597名とした。（目標事業量設定施策参照）

保育サービスの質の向上

平成17年10月から保育所の第三者評価事業を実施し、公立保育園15園が受審した。

ひとり親家庭への支援

就業・自立支援センターに就労相談員を雇用し、無料職業紹介業務の認可を受けた。

障害のある子どもへの総合的支援

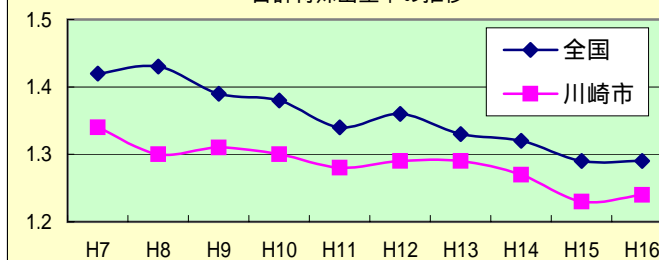
南中北部3か所の障害児地域療育センターによる利用状況を調査し、ニーズ分布を把握した。また、新たな障害児地域療育センターの設置に向け、ニーズの分布及び現在の施設の配置等を考慮し、事業候補地の選定作業に着手した。

川崎市児童福祉審議会からの意見・評価

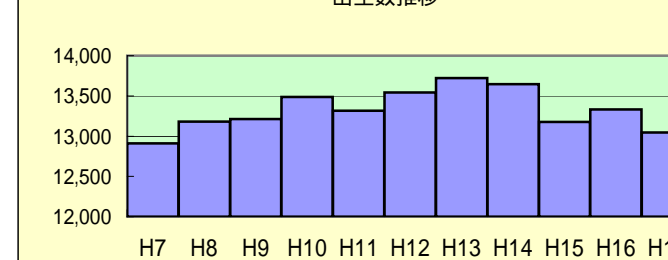
・家庭における育児力が脆弱化している中、市民局、健康福祉局、教育委員会が連携し、結婚以前の男女に対する親教育から、新生児期、乳幼児期、児童期、思春期を経て成人するまでの親の役割を学習する年間プログラムを効果的に組み、成長過程に応じた切れ目のない親教育を進める必要があります。

川崎市の出生動向の推移

合計特殊出生率の推移



出生数推移



	H7	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
全国	1.42	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.25
川崎市	1.34	1.28	1.29	1.29	1.27	1.23	1.24	集計中

H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
12,912人	13,180人	13,317人	13,489人	13,317人	13,646人	13,721人	13,646人	13,175人	13,331人	13,045人

・男性の育児参加については、大変重要なことであり、子育てに関する学習や講座などへ男性が参加しやすい日程を組むなど、男女が共に子育てを担う意識啓発の取組をさらに進めていく必要があります。

・子育て支援については、企業における取組も重要となっていることから、「かわさき労働情報」の効果的な配布等により、さらに事業主や勤労者への啓発等を進めていくことが必要です。

・市内企業においては、次世代育成支援対策を労使で協力しながら積極的に進めている事例も見られます。市としても、次世代育成支援対策への取組が優良な企業やその具体的な支援策の紹介などを積極的に行い、企業の社会的責任の視点からの意識づくりも進める必要があります。そのためにも、行政と市内企業による連絡会議等を設置していくことが必要です。

・保育所の長時間延長保育（19時以降）については、ニーズも高いことから、子どもがゆったりとくつろげる環境などにも、これまで以上に配慮し、さらなる充実に努めていただきたい。

・保育所第三者評価事業が実施されたことは評価します。今後、評価機関及び評価調査者の育成とスキルアップが図られるよう研修を充実していく必要があります。また、民間保育所の受審を促進する方策について検討が必要です。

・里親や児童ファミリーグループホームについて、被虐待児童などケアを必要とする子どもの委託が増加する傾向にあり、バックアップ体制の強化を図る必要があります。

・支援を必要とする子ども（被虐待児、障害児など）については、特に子どもから大人に成長していくまでの連続性のある支援が重要であり、今後検討を進めていただきたい。

・障害児については、以前と比べ、地域の理解や支援の取組が広がってきていますが、近年、障害児（障害が疑われる子どもも含む。）が増えてきている状況の中で、対応が追いつかない実情もあります。引き続き支援の充実にに向けて努力されるよう期待します。

基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 地域における子育て家庭への支援
- 2 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり
- 3 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

区における子育て支援の拠点づくり

区役所を子育ての総合的な支援拠点とするため、こども総合支援担当を配置した。

育児サポートの充実

市民同士が互いに子育て支援するふれあい子育てサポート事業について、年3回の子育てヘルパー養成講座を開催し、子育てヘルパー240人を養成した。また平成17年10月から、産後間もない核家族等に、身の回りの世話や育児を行う産後家庭支援ヘルパー事業を開始した。

子育て情報の充実

子育てに関する情報のホームページへの掲載や子育て支援施設などにおける情報提供の充実を図った。

青少年の健全な育成環境の形成

県青少年保護育成条例の周知を図るために、街頭キャンペーンの実施や、地域教育会議における「こども110番情報交換会」においてリーフレットの配布を行った。

川崎市児童福祉審議会からの意見・評価

・平成17年度に各区にこども総合支援担当が配置されたことにより、地域の核ができ、子ども・子育て支援の充実が図られたことは評価できます。今後とも各区の特性や地域性に配慮した支援策の展開を期待します。

・こども文化センターについては、乳幼児も利用できるような計画的に改修を行っているところですが、乳幼児を持つ親の利用ニーズも高いことから、引き続き、早期整備に向けて努力していただきたい。

・ふれあい子育てサポート事業について、子育てヘルパーは順調に増加が図られていますが、子育てヘルパーの資質の格差が見受けられるので、今後研修等の充実を図る必要があります。

・子育てサークル活動は、子育ての仲間づくりを行ったり、お互いに相談し合ったり、あるいは情報交換をしったりする場として役割がますます大きくなってきており、子育てサークル活動に対する支援をさらに進めていくことが必要です。

かわさき子ども「夢と未来」プラン 実施状況総括表（平成17年度実績）

基本目標4 親と子の心とからだの健康づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 安心できる妊娠と出産
- 2 親と子の健康づくり
- 3 思春期の保健対策の充実

不妊治療への対応
平成17年10月から、治療費が高額となる特定不妊治療の費用の一部を助成することで不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため特定不妊治療費助成事業を開始した。

家庭訪問指導の充実
平成17年11月から、乳幼児訪問として、要支援家庭に対する家庭訪問事業を開始した。

思春期保健健康教育の推進
平成16年6月に「川崎市立学校性教育検討委員会」を立ち上げ、平成16～17年度の2年間をかけて、性教育の教師用引き「川崎市がめざす性教育の考え方・進め方」を発行した。

川崎市児童福祉審議会からの意見・評価

・総合周産期母子医療センターについては、平成17年度の開設は断念したとのことですが、市民からの要望も高く、整備が急がれるため引き続き努力していただきたい。

・思春期保健相談については、心の問題とも関係が深いため、精神保健福祉センター等の関係機関と連携を一層強化することが必要です。

・性情報の氾濫や規範意識の低下、性意識の多様化などにより、未成年者の性感染症や人工妊娠中絶が増加する中で、性や性感染症に関する正しい知識の普及、相談体制などの充実を図り、思春期の保健健康教育をさらに推進することが必要です。

・不妊治療への対応について、本審議会でも審議した経過があり、平成17年10月から特定不妊治療費助成事業が実施されたことは、評価できます。国においても本事業を充実していく動きがありますので、市においても国の状況を見ながら対応を図っていただきたい。

基本目標5 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 家庭や地域の教育力の向上
- 2 幼児・学校教育の充実
- 3 遊びや体験の場の整備

家庭教育の充実
家庭・地域教育学級を開催し、保育付学級の開設や土曜日のプログラムを設けるなど、保護者が参加しやすい条件整備を図った。

豊かな人間性の育成
道徳教育の充実、体験活動等のいのちに触れる活動を全校で展開した。また、全校の人権尊重教育推進担当者を対象に「子どもの権利学習」の研修を実施し各校での取組を強化した。

子どもの遊びと健全育成の推進
狭隘施設解消のため、東高津・白幡台小学校わくわくプラザ室の整備を行った。また、障害児の利用にあわせ、トイレの改修やスロープの設置を行った。

川崎市児童福祉審議会からの意見・評価

・家庭教育については、さまざまな学級を行っていますが、個々の学級の目的が明確でないように思われます。学級に携わる職員の研修等を充実し、さらに家庭教育の充実を図ることが必要です。

・スクールカウンセラーは全中学校に配置されていますが、週1回の配置であるため、配置回数を増やすよう努力していただきたい。

・学校での情操教育が進むように、スポーツ、音楽、美術などの専門性のある教師の育成と適切な配置がなされるよう期待します。

基本目標6 子どもと子育てにやさしいまちづくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 子育てに配慮した住宅の整備
- 2 安心して外出できる環境の整備
- 3 子どもの安全を確保する活動の促進

市営住宅の入居システムの工夫
川崎市住宅政策審議会から新たな市営住宅管理制度のあり方について、答申を受け、事業の実現に向けて検討を開始した。

福祉のまちづくりの推進
公共施設のバリアフリー化の普及を促進した。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
学校安全ハンドブックを基に各学校が作成している危機管理マニュアルを再確認することや、児童生徒の登下校の安全確保について、指導の徹底を図ることを周知した。各学校においても、警察等の協力を得て、防犯講習会を実施するなど、学校教職員や保護者の防犯意識を高めている。

学校安全指導員（スクールガードリーダー）が学校内外の巡回指導や学校安全ボランティアへの指導をするなど地域ぐるみで子どもたちの安全確保に取り組んでいる。

川崎市児童福祉審議会からの意見・評価

・バリアフリーについては、建築物、道路、歩道、公園、駅舎等のそれぞれの整備と合わせて、人がそれらを連続性をもって移動するという視点も踏まえ進めていただきたい。

・子どもの安全対策については、「うごくこども110番」の実施、安全マップの作成や小学生への防犯ブザーの配布など、取組が強化されてきていると評価いたします。今後とも地域ぐるみの安心・安全対策に努力していただきたい。

目標事業量設定施策

施策名	平成16年度実績	平成17年度実績	平成21年度目標
保育所定員	11,175人	11,295人	12,490人
延長保育	113か所 (うち19時以降6か所)	114か所 (うち19時以降7か所)	126か所 (うち19時以降19か所)
一時保育	9か所	12か所	20か所
休日保育	2か所	3か所	7か所
乳幼児健康支援一時預かり	2か所	2か所	3か所
地域子育て支援センター	8か所	17か所 (旧子育て広場含む)	22か所 (旧子育て広場含む)
子育て広場	8か所		
ショートステイ事業	2人	2人	各区5人程度の 対応枠の確保
トワイライトステイ事業	0人	0人	各区5人程度の 対応枠の確保
ふれあい子育てサポート事業	子育てヘルパー 会員480人	子育てヘルパー 会員675人	子育てヘルパー 会員1,000人
放課後児童健全育成事業 (国庫補助対象)	56か所	60か所	71か所

わくわくプラザ事業は、放課後児童健全育成事業を包括し、全児童を対象として、全公立小学校114校で実施している。

川崎市児童福祉審議会の総評

平成17年度は本計画実行の1年目であり、総体的には、概ね順調に進捗していると評価できます。個々の事業の課題や今後の方向性が明確にされたので、これらの課題解決とそれぞれの方向性に沿った施策の推進が図られるよう努力していただきたい。

基本目標毎に附した意見・評価とともに、市民意見等も踏まえ、施策展開されることを期待します。また、未実施事業については、引き続き、事業化に向けて努力していただきたい。

次世代育成支援対策の推進にあたっては、計画の着実な実行に加え、社会状況の変化に応じて柔軟性をもって弾力的に対応されたい。

かわさき子ども「夢と未来」プラン 個別事業実施状況（平成17年度）

基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

(1) 子どもの権利の尊重

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子どもの権利についての普及・啓発	市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるために「かわさき子どもの権利の日をつどい」を実施するとともに市民企画の講座・イベントなどを支援します。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」や11月16日から22日に実施した「かわさき子どもの権利の日チャイルドライン」など、子どもの権利に関する様々な事業を市民との協働で実施し、子どもの権利についての普及・啓発を行った。	市民との連携強化に向けた事業の検証を行っていく必要がある。	これまでに実施した市民との連携・協働事業を検証し、連携を進めていく。	市民局	人権・男女共同参画室
	子どもの権利に関する意識の向上を図るため、条例パンフレットの配布などによる啓発・広報を充実するとともに、市ホームページ子どもページの作成に子ども自身がかわる取組を支援します。	市内の学校に通う全児童生徒、全認可保育園及び関係機関・施設に条例パンフレットを配布した。また、公募により集まった市内の子どもたちが、子ども記者養成講座を修了した後、市内の施設等を取材し、「こどもページ」内の「かわさきキッズタイムズ」に記事を掲載した。	条例パンフレットの配布方法を含めた啓発・広報のあり方を考えていく必要がある。	効果的な啓発・広報を検討し、他施策と連携しながら総合的に子どもの権利条例の周知を図っていく。また、子ども記者事業を充実させ、子どもの参加を広げる。	市民局	人権・男女共同参画室
子どもの意見表明・参加の促進	子どもの意見表明・参加を中心とした行動計画に基づき子どもの参加施策の充実を図ります。また、引き続き次期行動計画の策定を進めます。	「子どもの権利に関する行動計画～子どもの意見表明・参加を中心に～」の進捗状況調査を実施し、平成18年3月にその結果を公表した。	今後、総合的な行動計画の策定に向けて検討を進める。	総合的な行動計画の策定に向けて、子どもの権利委員会に意見を求める。	市民局	人権・男女共同参画室
子どもの権利侵害に対する相談・救済	子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関である人権オンブズパーソンの子どものための広報を進め、周知を図ります。	市内小・中学校の新入生に、「オンブズパーソンの相談カード」を配付するとともに、学校や保育園等にポスターを掲示した。	「オンブズパーソンの相談カード」を小・中学校の新入生にのみ配付した場合と、小・中・高校の全児童・生徒に配付した場合の効果についての検討の必要がある。	平成18年度は保育園児、幼稚園児、小・中学校生、高校生全員に「オンブズパーソンの相談カード」を配付する。平成19年度は市内の保育園・幼稚園児、小・中・高校生全員に「オンブズパーソンの相談カード」を配付する。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
	相談窓口や機関を記載したカード等を子どもたちへ配布することにより、子ども自身が相談できる窓口の周知を図ります。	平成17年10月、市内の小学校、中学校、高等学校の新1年生に子どもSOSカードを配付した。	「オンブズパーソンの相談カード」や、「相談カード」と配付時期が重複しないように調整する必要がある。	市内の小、中学校、高等学校の新1年生に子どもSOSカードを配付し、子ども自身が連絡しやすくすることにより、虐待防止の早期発見に努める。	健康福祉局	こども家庭課
	児童養護施設等に入所する子どもへ権利ノートを配布し、子ども自身が自分の権利を確認するとともに、生活の不安を軽減したり、相談・救済の方法を伝えたりします。	権利ノートの改訂版を作成し、児童養護施設等に入所している子どもと入所する子どもに配付した。	「オンブズパーソンの相談カード」や、虐待防止「子どもSOSカード」と配付時期が重複しないように調整する必要がある。	引き続き、学校教育の中で子どもの権利についての学習が推進していくように支援していく。	教育委員会事務局	人権・共生教育担当
	児童養護施設等に入所する子どもへ権利ノートを配布し、子ども自身が自分の権利を確認するとともに、生活の不安を軽減したり、相談・救済の方法を伝えたりします。	権利ノートの改訂版を作成し、児童養護施設等に入所している子どもと入所する子どもに配付した。	権利ノートの中のオンブズパーソン行きハガキについて、個人情報保護のため封書を添付する必要がある。	入所する子どもに対して権利ノートの内容を説明して、配付することを継続する。	健康福祉局	こども家庭課
児童虐待等への対応の充実	児童相談所を中心とした児童虐待問題対策委員会における虐待防止に関する各事業の企画・運営を推進します。	関係機関職員向け研修会、コンビニ店への啓発広報活動、パチンコ店等パトロール、学校及び保育園向け出張研修等の事業を実施した。	児童福祉法、虐待防止法改正に伴うマニュアルを改編する必要がある。	虐待に関する各事業の企画・運営を引続き推進する。研修活動の中で、私立の幼稚園まで拡大していく。	健康福祉局	こども家庭課
	市及び各区の児童虐待防止連絡協議会を中心とした、関係機関の連携の強化と関係機関職員への研修等の充実を図ります。	市児童虐待防止連絡協議会、各区児童虐待防止連絡協議会を開催し、関係職員の研修を行った。	要保護児童対策地域協議会を早期に設置し、連携の強化を図る。	要保護児童の早期発見や適切な保護のため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関及び関係団体等の連携と協力によって要保護児童対策の推進を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	児童虐待防止啓発講演会などイベントや関係機関との連携等による虐待防止に向けた広報の充実を図ります。	市民向け講演会、パチンコ店等パトロール、コンビニ店への啓発広報活動を実施した。	コンビニ店への啓発広報活動の店舗数を拡大していく必要がある。	児童虐待件数が増加している中で、引き続き、事業の充実を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	児童虐待予防のため、保健福祉センターで開催している育児不安をもつ母親や子どもとの関係がうまくいかない母親のための教室を充実します。	教室は、開設156回、参加実数309名、延1,278名と前年度を上回る実績であった。各区ともグループカウンセリングに加え、個別の支援方法を組み合わせ実施し、また、スーパーバイザーを有効に活用しながら、虐待の未然防止や支援の充実を図った。	育児不安・負担を軽減し、孤立を予防することで、虐待の発生予防、進行予防のためにさらに充実強化していく必要がある。	虐待の未然防止を図るため、今後さらなる充実強化を進めていく。	健康福祉局	こども家庭課
	虐待相談・通告への初期対応の充実のため、児童相談所の体制整備や児童虐待防止センターの機能を拡充します。	平成17年度から、虐待防止センターを中央児童相談所内に移し、通告・相談に対する対応の充実迅速化を図った。	さらに、児童虐待防止センターについて、広報をしていく必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
	施設等を退所し在宅となった被虐待児やその保護者への訪問による相談等の充実を図ります。	施設等を退所し在宅となった被虐待児やその保護者への訪問による相談等支援を実施した。	在宅となった被虐待児やその保護者への訪問による支援の内容を充実させる必要がある。	平成18年4月からこども家庭センターへ移管し、乳幼児訪問指導事業と一本化して実施する。	健康福祉局	こども家庭課
	児童相談所の専門性の強化及び被虐待児やその保護者への訪問による相談等の充実を図ります。	児童虐待のあった家族に対し、子どもの自立も視野に入れた親子関係の再構築を目指した保護者への支援をしている。	家族再統合についての職員研修を行い、見識を深める。	支援体制の確立を目指す。	健康福祉局	こども家庭課
	多文化共生の推進	地域の外国人市民が、学校の授業の中で自国の文化を児童生徒に伝えることを通し、異文化理解や相互の文化を尊重することを目指した「民族文化講師ふれあい事業」を推進します。	民族文化の紹介や指導を行なう外国人市民等を「民族文化講師」として小、中学校、豊・養護学校、高等学校に派遣した。	「民族文化講師」の講師依頼が増加しているため、講師の効果的・効率的な派遣の検討を要する。	引き続き、「民族文化講師ふれあい事業」等の多文化共生施策の充実を図り、学校における多文化共生の教育活動を支援していく。	教育委員会事務局

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
多文化共生の推進	国籍・民族・言語・文化などの違いにかかわらず、すべての人々が互いに人権を尊重し合い、共に生きる地域社会の創造をめざすものとして、民族文化についての講座や各種行事を行う「ふれあい館事業」の推進を充実します。	人権尊重学級、家庭教育学級、成入学級、民族文化講座、識字・日本語学級などの開催や、桜本小学校との「人権共生教育会議」を通じ、子どもから高齢者まで、人権思想の啓発など推進を図った。	学校や地域に密着した事業の展開を進める必要がある。さらに、一層の充実を図る。	継続して、より一層の事業の充実を図る。	市民局	青少年育成課
	保育所や幼稚園に通う外国人の子どもへの理解を深めるため、施設職員がその国の文化や生活習慣などを学習する機会を充実します。	保育士が多様な文化的背景をもつ子どもについての理解を深めるために、人権研修等への参加や保育園での自主研修の中で実施し、学習の機会の充実を図った。	外国人の子どもが入園していない園では、研修の方法を検討する必要がある。	多文化共生の理解を深めるため、引き続き研修を実施する。	健康福祉局	保育運営課
		幼稚園の教員に対し、人権教育担当者研修などを実施した。	幼児教育センターの研修事業に人権教育研修を計画し、人権教育に対する理解を、さらに深める必要がある。	幼児教育センターの研修事業において人権教育研修を進める。	教育委員会事務局	総合教育センター 幼児教育センター
	海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障についての支援を促進します。	長期間にわたる海外生活で、日本語習得が不十分な帰国児童生徒や、日本語の個別指導が必要な児童生徒に、日本語指導等協力者を派遣し、日本語習得の支援に努めた。	帰国・外国人児童生徒の編入学が多数ある年の、日本語指導等協力者派遣体制の検討が必要である。	国際化が進む中で、今後も日本語指導を必要とする外国人児童生徒の編入学が予想される。日本語指導等協力者の研修を充実させ、指導力の向上を図り、関係機関と連携して事業を推進する。	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター

(2) 子どもの参加の推進

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子どもの会議の推進	川崎市子ども会議において、子どもが主体となった事業を展開する中で、子どもたち自身が「川崎のまちづくり」を考え、意見表明し、情報を発信していくことを支援します。	47名の子ども委員が参加し、「エコ」「学校」「福祉」「川崎」「世界・条例」の5部会に分かれて、それぞれ調査を行い、12月18日(日)の「かわさき子ども集会」で発表を行った。市政への意見表明として、子ども会議活動報告を行った。	子ども達への活動の周知と子ども会議への参加促進、同じく、子どもの意見表明権の保障として実施されている、中学校区子ども会議と行政区子ども会議との関係のあり方を明確にする必要がある。	中学校区・行政区子ども会議の連携について検討を行う。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	地域社会のあり方などについて、子どもと大人で一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実させ、子どもたちの意見を反映した地域社会づくりを推進します。	中学校区・行政区子ども会議として、中学校区地域教育会議の開催により、51か所で開催、行政区地域教育会議の開催により、7行政区で開催。子ども委員の募集、実施方法や実施回数は、それぞれの地域の実状に合わせて行っている。	特に子ども達への活動の周知と参加促進、同じく、子どもの意見表明権の保障として実施されている川崎市子ども会議との関係のあり方を明確にする必要がある。	各子ども会議で出された意見を地域や行政に反映される仕組みづくりをめざす。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	他都市の子ども会議との交流を促進し、活動の活性化を図ります。	平成17年11月韓国富川市・軍浦市の子ども2名おとな8名の調査団と交流を実施し、川崎の「子どもの権利教育」と「川崎市子どもの権利に関する条例」について紹介した。8月には埼玉県鶴ヶ島市より、「鶴ヶ島市子どもフリートーク」がかわさきを訪れた際に、川崎市子ども会議委員やサポーターと交流会を実施した。	対象となる地域と組織の情報収集等が必要となる。	他都市の子ども会議との交流を今後ともできる限り促進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
子どもの主体的な活動の推進	「子ども夢パーク」における子どもの自主的、自発的な活動を促進するため、子どもの活動を支えるサポーターやボランティアの充実を図り、子どもが主体となった運営体制の確立・定着・発展を図ります。	子ども夢パークの運営を支援するボランティア組織「支援委員会」と、子どもの意見を施設の運営に反映させる組織として、利用する子どもと川崎市子ども会議委員により組織された「子ども運営委員会」の委員の中から「子ども夢パーク運営委員会」の委員を選出し、子ども夢パークの運営に参加した。	今後、子どもが主体となった運営体制の確立・定着・発展を図る。	これまで培ってきた仕組み・取り組みを維持し、さらなる充実を図る。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	子どもや保護者、地域住民の意見や要望を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、学校教育推進会議の活動を促進したり、PTAとの協働関係を深めるなど、子ども、保護者・地域住民への学校経営への参加、参画の仕組みを整えます。	コミュニティスクールを設置するにあたり、学校運営協議会の規則案の検討と策定を行った。(平成18年4月1日施行)また、平成18・19年度の研究校を指定した。(小学校4校)	コミュニティスクールの内容についての共通理解及び学校運営協議会の権限に対する考え方	研究結果をもとに、研究指定校を増やす。	教育委員会事務局	指導課
	青少年自身の企画運営により青少年フェスティバルを通して、青少年の社会参加の促進を図ります。	青少年の社会参加を目的とした、第11回川崎市青少年フェスティバルを実施した。	青少年が主役の事業であり、より多くの青少年の参加を促すためにさらなる広報活動を推進していくことが必要である。	青少年フェスティバルを企画・運営するボランティア(実行委員)の拡大を図るため、募集の広報や啓発活動の充実を努め、事業を推進する。	市民局	青少年育成課

基本目標2 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

(1) 男女がともに担う子育ての推進

推進項目	内容(は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
男女がともに担う子育ての意識啓発	男女平等推進学習や家庭教育学級、両親学級等、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画し、参加を促進します。	父親と子どもを対象に男性子育て講座「パパが子どもに遊んでもらうコツ」を開催した。	昨年度は日曜日に、今年度は土曜日に開催したが、今後は平日開催の可能性や受講ニーズについて検討していく必要がある。	より男性が参加しやすい講座時間・内容等を企画し、実施を検討していく。	市民局	人権・男女共同参画室
		各保健福祉センターにおける両親学級では、夫婦で協力して子育てをしていく啓発のため、沐浴、妊婦体験ジャケットの体験や座談などを通して積極的に父親の育児参加を促している。開設回数107回、受講者実数は、初妊婦4,048人、父親2,198人と、約半数の夫の参加がある。プレパパママ教室として、土・日・夜間に年6回開催し、受講者実数は272人(初妊婦137人、夫135人)であった。	安心、安全な出産や順調な子育てのために、父親の育児参加促進は今後もますます重要な課題でありさらなる充実強化が求められる。	平日参加できない妊婦や夫のために、土日・夜間開催であるプレパパママ教室の充実及び各機会をとらえて父親の育児参加を促していく。	健康福祉局	こども家庭課
		男女平等推進学習については、教育文化会館・各市民館にて7学級実施した。麻生市民館では土曜日開催を実施した。また家庭・地域教育学級については、教育文化会館・各市民館・分館にて(15学級)実施した。保育付学級を開設し、子を持つ保護者が参加できる条件整備を図った。	今後も、父親の参加の機会を設ける工夫をし、父親の家庭教育参加への促進を図ることを目的とした事業を実施する必要がある。	学級の開設時期の工夫をしながら、男女が子育てを担える学習の機会を提供していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	小学生、中学生、高校生及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した男女平等教育や意識啓発を実施します。	小学校5年生を対象とした男女平等教育参考資料を作成、配布した。	より効果的な男女平等意識の啓発をめざすため、配布対象学年(年齢)とそれに伴う内容について、検討する必要がある。	より早期からの男女平等意識の啓発を行うため、配布対象の変更を視野に入れながら、継続して実施する	市民局	人権・男女共同参画室
若い世代からの子育ての意識づくり	若い世代から乳幼児や子育てについて関心や理解を深めるため、中学生や高校生などを対象とした育児体験学習を実施します。また、乳幼児やその親と一緒にふれあい、交流する事業を実施します。	公立保育園全園で育児体験学習を実施した。中学生の体験学習は年間2,222名、高校生は317名が参加した。また、小学生は交流保育で387名が参加した。	全園で育児体験学習を実施しているが、まだ交流のない学校も多いので、今後は積極的に連携を図る必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	保育運営課

(2) 子育てしやすい就労環境の整備

推進項目	内容(は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
育児・介護休業制度等の啓発・利用促進	川崎市労働情報、市ホームページなどによる関係法令や制度についての情報提供や啓発を行います。	啓発情報誌「かわさき労働情報」は、労働関係法令の整備・改定状況や労働関連情報を勤労者及び事業者へ提供するために、市内事業所、関係機関等に配布している。平成17年度においては、10月1日発行号に次世代育成支援対策推進法や一般事業主行動計画の概要記事を掲載し啓発を行った。また、子ども・子育て応援プランや改正育児・介護休業法のポイントにつき、市ホームページへの掲載と併せて周知を図った。	広報・啓発に努め、事業趣旨の周知徹底を図ることが求められている。	引き続き、事業の趣旨に基づき、勤労者等へ適切な情報提供に努めていく。	市民局	勤労市民室
	事業所における男性の育児・介護休業取得促進の積極的な働きかけを行います。	「かわさき労働情報」への原稿提出を通じて、男性の育児休業制度の利用促進に向けた情報提供を実施した。事業所向け啓発パンフレットを人権・男女共同参画室主催の事業所向け講演会の開催時に配布した。	今後も、さらに事業所における子育てしやすい就労環境整備のために、意識啓発を継続していく必要がある。	継続実施する。	市民局	人権・男女共同参画室
仕事と子育てが両立できる職場づくり	女性の多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を行うなど女性の就労継続を支援します。	「かわさき労働情報」への原稿提出を通じて、男女ともに働きやすい職場環境や男性の育児休業制度の利用促進に向けた情報提供による意識啓発を実施した。	引き続き、就労継続を望む女性に支援するため、情報提供を行うよう働きかけを進める必要がある。	継続実施する。	市民局	人権・男女共同参画室
	商工会議所等と連携し、企業や事業主に対して、働き方の見直しや短時間勤務制度、フレックスタイム制度等の導入を啓発するなど、子育てがしやすい職場環境づくりを進めます。	市内企業等との連携を図るため、企業の次世代育成支援に関する連絡会議等の設置に向けて内部検討を行った。	次世代育成支援についての、企業への意識・啓発の方策を検討する必要がある。	今後、市内企業が加盟する会議等において、連絡会議等の設置提案を行う。	健康福祉局	こども事業本部(企画調整担当)
	企業の社会的責任(CSR)の視点に立って、市内の事業所における仕事と家庭が両立できる就労環境の整備を促進するための取組の検討を進めます。	企業の社会的責任(CSR)として、次世代育成支援を促進するための手法について内部検討を行った。	企業におけるCSR活動として、仕事と家庭が両立できる就労環境の整備を促進する取組への誘導策について検討する必要がある。	関係局と連携を図り、企業のCSRを促進するための取組みについて検討を進める。	健康福祉局	こども事業本部(企画調整担当)

(3) 多様な保育サービスの充実

推進項目	内容(は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
保育受入れ枠の拡充	認可保育所の整備を基本としつつ、認可外保育事業との連携により、平成19年4月の待機児童解消を目標に保育受入れ枠を拡充します。 認可保育所の新設、改築、増築などにより定員の拡充を図ります。 独自施策である認定保育園を拡充し、併せて援護の充実を図ります。 3歳未満児対象のおなかま保育室の活用を図ります。 家庭保育福祉員(保育ママ)の拡充を図ります。 認可保育所における定員を超えた受入れを進めます。	平成17年3月に改訂をした保育基本計画事業推進計画に基づき保育受入れ枠の拡充をし、認可保育所の増築整備により11,175名から120名の定員増、認可保育所定員の弾力的受入れの推進により381名の受入れの他、認定保育園、おなかま保育室、家庭保育福祉員などの認可外保育施設・事業により、計12,250名の対応を図り、待機児童は597名となった。	保育基本計画策定時に想定できなかった人口急増地域の出現により、この地域に新たな保育需要が生まれることが予想される。	平成19年4月の保育所待機児童解消に向け、認可保育所の整備、増築、認可保育所定員の弾力的受入れの推進、認定保育園、おなかま保育室、家庭保育福祉員などの認可外保育施設・事業の充実、認可外保育所の認可化を図る。	健康福祉局	こども計画課
多様なニーズに応じたサービスの充実	就労形態の多様化に対応するため、19時以降の延長保育を拡充します。	長時間保育実施園は、6か所から7か所に拡充を図った。	新規開設保育園には運営当初から、既設の保育園には民営化する際に、長時間延長保育事業を付加している。今後とも市民ニーズの高い事業であるので、引き続き拡充を検討の必要がある。	新築整備保育所を中心に実施園の増加を図る。	健康福祉局	こども計画課
	女性の就労形態の多様化や保護者の緊急時・リフレッシュのための一時保育事業を拡充します。	一時保育事業実施園は、9か所から12か所に拡充を図った。	一時保育専用の保育室が必要なことから、新規開設保育園には、一時保育事業を付加することができるが、既存保育園へ拡大していくことが難しい。	新築整備保育所を中心に実施園の増加を図る。	健康福祉局	こども計画課
	保護者の子育てと就労の両立を支援するための乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)の充実を図ります。	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)を、エンゼル幸及びエンゼル多摩の2か所で実施した。	現在、南部地域(幸区)と北部地域(多摩区)の2か所で実施しているが、中部地域での事業開始が要望されている。	平成21年度までに市内3か所設置する。	健康福祉局	こども計画課
	休日保育の拡充を図るとともに、年末保育を実施します。	休日保育実施園は、2か所から3か所に拡充を図った。また、年末保育を平成17年12月29日(木)から31日(土)までの3日間実施した。	休日、祝日、年末に勤務する保護者の職種(例、理容、美容業、商店主等)に限られており、利用件数の限りがある。	新築民間保育所の開設に合わせ、休日保育の拡充整備を図る。また、年末保育は継続実施する。	健康福祉局	こども計画課 保育運営課
	保育サービスの質の向上	保育の質の向上や利用者へのサービスの選択に資するため、認可保育所における第三者評価事業を実施します。 認可外保育施設に対する指導・監督の充実を図ります。	平成17年10月から保育所の第三者評価事業を実施。平成17年度は園の規模や区別等を配慮し公立保育園15園で実施した。 地域保育園指導監督要綱に基づき、定期的に地域保育園若しくはその事務所に立ち入り、その設備若しくは運営について、国の指導監督基準に基づき、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問(以下「立入調査」という。)を実施した。	民間保育所への受審促進の方策について、検討が必要である。 一定の水準以上の運営や保育サービスが提供されているか専門的かつ客観的な立場から立入調査をすることにより、児童の健全な育成環境を保持していくことができる。	平成18年度公立保育園15園で実施予定。 継続実施する。	健康福祉局

(4) 要支援家庭対策の充実

推進項目	内容(は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
社会的養育が必要な子どもへの支援	児童養護施設等で子どもたちのより良い生活環境を確保するために、職員の資質向上や設備等の充実に向け支援します。	児童福祉施設等に入所している子どもたちのより良い生活環境の確保と、施設職員の資質向上や各施設の設備等の充実に向けた補助金を交付した。	子どもたちのより良い生活環境を確保するため、施設整備等を充実する必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
	市民の里親制度等への理解を深めるため、里親や児童ファミリーグループホーム制度の広報を充実します。	里親や児童ファミリーグループホーム制度について、懸垂幕の設置、ポスターの配付、市政だよりへの里親募集の記事掲載、庁内放送などにより広報を図った。	新たな広報手段について、里親会と連携し検討する。	広報手段を検討し、継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
	施設と里親の中間的形態としての児童ファミリーグループホームの増設に向けて検討します。	児童ファミリーグループホーム6か所に対して、補助金を交付した。	増設に向けては、実施者の確保及び住宅の借上げなどの課題がある。	増設に向けて検討する。	健康福祉局	こども家庭課
	里親の知識の習得や体験の共有等で養育技術向上を図るための研修を充実します。	里親認定前研修、新規登録里親研修、継続里親研修、あゆみの会と共催研修、施設養育実習を実施した。	研修内容のさらなる充実を図る必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
児童養護施設等を退所した子どもへの自立支援	児童養護施設等を退所した子どもの助言指導、及び社会生活への適応がスムーズにいくための支援事業を充実します。	児童養護施設等を退所した子どもについて、2施設の職員が訪問及び来所等の方法により、5名の子どもに助言指導を行い、社会生活へのスムーズな適応を支援した。	引き続き支援の強化を図る必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
	児童養護施設等を退所した子どもの就労等自立を支援する児童自立援助ホームの設置を検討します。	就労等自立を支援する児童自立援助ホームについて、他都市の動向を把握するなど検討した。	ノウハウを有している実施者の確保を図る必要がある。	設置に向けて検討を継続する。	健康福祉局	こども家庭課
ひとり親家庭への支援	母子生活支援施設に入所している家庭の自立に向けた生活支援を充実します。	平成17年4月より指定管理者制度に移行し、職員の充実が図られるなど、入所母子の自立促進のための充実を図った。 平成18年3月31日現在、27世帯74名入所。	引き続き生活支援の充実を図る必要がある。	母子家庭の自立に向けた支援を継続していく。	健康福祉局	こども家庭課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
ひとり親家庭への支援	求人情報の提供等を行う就業・自立支援センター事業を実施し、母子家庭等の就業及び自立を支援します。	平成17年12月にハローワーク0Bを就労相談員として雇用し、平成18年3月1日無料職業紹介業務認可された。同年3月の事業開始と同時に、就労パワーアップセミナーを実施し、30名の参加をみた。	事業の周知の徹底、セミナーの定期開催、ハローワークとの連携を、さらに図っていく必要がある。	母子家庭の増加は今後も拡大していくことが予想され、自立支援教育訓練給付金事業等との連携を取りながら母子世帯への支援を継続して進めていく。	健康福祉局	こども家庭課
	母子家庭等に対して、自立支援教育訓練給付金、常用雇用転換奨励金などの給付事業を実施し、就業機会の増大を図ります。	母子家庭等に対して、自立支援教育訓練給付事業54件、母子家庭高等技能訓練促進費支給事業3件を実施し、就業機会の増大を図った。	事業の周知の徹底、プログラム策定員等就労相談員との連携、ハローワークとの連携を、さらに図っていく必要がある。	自立支援教育訓練給付事業は需要が今後も拡大していくことが、予想され、自立支援センターや就労相談員等との連携支援を推進する。	健康福祉局	こども家庭課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業における支援員の研修の充実と父子家庭も含めた広報の充実を図ります。	ひとり親家庭等に対して、生活援助（家事・介護その他日常生活の便宜）120件、子育て支援（保育サービス及びこれに付帯する便宜）149件を実施した。また、これらに係る生活援助・子育て支援支援員の充実を図るための研修を実施した。事業実施については、ホームページなどで広報した。	事業実施についての広報・周知を、さらに行う必要がある。	関係機関と連携を深め、事業実施について市民へ十分な広報・周知を図るとともに、市民に安定した利用ができるよう支援員の研修等、事業の充実を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	父子家庭への相談体制の充実を図ります。	父子家庭に対して、ひとり親家庭等日常生活支援事業派遣件数13件、土日夜間電話相談8件を実施した。	母子福祉センターにおける父子家庭への支援事業が、十分に認知されていないため、対象者に対して、さらに周知を図る必要がある。	関係機関と連携を深め、事業実施について市民へ十分な広報・周知を図るとともに、国等の動向を視野に入れながら、事業の推進を検討していく。	健康福祉局	こども家庭課
障害のある子どもへの総合的支援	障害児の総合的な支援を行う、障害児地域療育センターの新たな1か所整備を検討します。	南・中・北部3か所の障害児地域療育センターによる利用状況等を調査し、ニーズの分布を把握した。また、ニーズの分布及び現在の施設の配置等を考慮し、設置地域を高津、宮前、多摩3区の境界周辺に位置づけ、事業候補地の選定作業に着手した。	民営による事業化を検討しているが、初めての試みになるため、法人選定の方法など慎重な検討が必要となる。	事業の具体化に向け、早期に予定地を確定する。また、事業主体や手法、施設運営の内容等基本的な事業の中味を固める。	健康福祉局	障害計画課
	障害児地域療育センターは、障害のある児童の在宅生活の充実に向けて、相談支援から、レスパイト等のサービスまで、利用しやすい体制の整備を検討し、家族支援機能の充実を進めます。	保健所等の関係機関との緊密な連携をとりながら、相談、診察、検査、評価、療育・訓練及び指導等の総合的療育サービスを展開した。	特に北部において、新規の相談児童件数が増加している。また、障害状況が、「ボーダーライン」、「ノーマル及び未確定」のように診断名がはっきりしないが、発達上の問題からの相談が増加している。このため、相談体制の整備が課題である。	保健所、学校他の関係機関との連携により相談体制の充実を図る。また、4か所目の地域療育センターの整備を図る。	健康福祉局	療育福祉課
	保健福祉センター、保育所、幼稚園、学齢期の子どもたちへの療育支援をネットワーク化し、系統的で継続的な援助を行う体制づくりを進めます。	保健福祉センター、保育所、幼稚園、医療機関、教育機関、児童相談所との日常的な連携を図り障害児及び家族の支援を実施した。	軽度の発達障害児の相談が増加しているため、十分な相談体制の確立が今後の課題である。	引き続き関係機関との連携に努める。	健康福祉局	療育福祉課
	LD、ADHDや高機能自閉症等の対人面での障害のある軽度発達障害児への、就学前の集団生活の支援と、幼稚園・保育所への専門的な支援を推進します。	就学前の集団生活支援、保育所への専門的な支援を実施した。	軽度の発達障害児の相談が増加しているため、十分な相談体制の確立が今後の課題である。	グループによる指導や学校、保育所への専門的指導等支援を効果的に実施していく。	健康福祉局	療育福祉課
	LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある学齢児への総合的な支援体制の整備に努めます。	保健医療、福祉、教育、就労等幅広い支援体制の整備を必要としていることから、各局の関係者からなる検討委員会を実施し今後の支援体制の整備について検討を実施した。	市民からは、行政だけでなく市民の意見を施策に反映させてほしいとの要望があがっているため検討する。	「発達障害者支援体制整備検討委員会」を立ち上げ発達障害者支援センターの整備等、具体的な支援策について検討を行う。	健康福祉局	療育福祉課
	個別対応の重要性が高い、自閉症や発達障害に対する総合的な支援を推進する「発達障害者支援センター」の整備を検討します。	関係機関との連携を図るため検討委員会を立ち上げるための準備会を発足した。	検討委員会の早期設置が求められる。	発達障害者支援センターの整備内容について検討を行い、整備を図る。	健康福祉局	療育福祉課
	「地域の子育て支援」のキーステーションとして、保健福祉センター、障害児地域療育センターの連携により、専門的なコーディネート体制の確立に努めます。	未実施	現在、保健福祉センターでは、児童デイサービス、児童短期入所事業を実施しているが、地域療育センターとの連携については、十分にできていない状況である。また、障害者自立支援法の施行により、平成18年10月より、児童福祉施設の利用については、措置から利用契約制度に移行するので、引き続き連携を図り協力体制を確立する必要がある。	障害者自立支援法の施行に伴い、児童相談所も含めた支援のための体制づくりと連携を図っていく。	健康福祉局	療育福祉課
	障害が疑われる子どもを対象とした地域の子育てグループなどへの支援を進めます。	グループ指導が効果的である場合については、小集団によるグループ指導により効果的に支援を実施した。	軽度の発達障害児の相談が増加しているため、十分な相談体制の確立が今後の課題である。	基本的には、個別の指導が必要であるが、集団的係わりが必要な児童についてはグループによる指導を実施する。	健康福祉局	療育福祉課
	幼稚園、保育所における障害のある子どもの受入れを促進します。	障害のある子どもの受入れは最終的に「川崎市保育園在園児等の健康管理委員会」で認められ入園が決定する。最近では重度でも入園するケースが増えている。各園で障害のある子どもの支援とその子を含めたクラス集団全体の支援をする。巡回相談専門相談員の助言をもらい進めている。	最近ではADHDや集団になじめない等の「特別な支援を必要とする子ども」が非常に多く、保育が難しくなってきた。巡回相談専門相談員に助言をもらい園全体で取り組んでいる。	継続実施する。	健康福祉局	保育運営課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
障害のある子どもへの総合的支援	幼稚園、保育所における障害のある子どもの受入れを促進します。	幼稚園における障害のある子どもを受け入れるため、平成16・17年度文部科学省の委嘱研究を受け、幼稚園における特別支援教育についての研究を実施した。研究では、教育・保健・児童福祉にかかわる関係機関と連携・協力をとりながら進めていった。平成18年2月15日に、教育・保健・児童福祉の関係者や保護者に向けて研究報告会を実施した。	私立幼稚園においては、特別支援教育への理解や研修、教育内容、支援体制が異なる。また、受け入れについても各園でさまざまである。	幼稚園における障害児の受け入れの促進を図るために、障害への理解を深めるための研修事業の充実や障害児を受け入れている園への支援体制の構築に努める。また、障害児のみならず特別支援教育の対象となる園児へ向けての支援体制についても同様の取組を進める。	教育委員会事務局	総合教育センター 幼児教育センター

(5) 経済的負担の軽減

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
幼稚園等の保育料負担の軽減	私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行います。	保護者負担のより一層の軽減を図るため、市単独事業費のEランク第2子、第3子に対する補助の増額を行った。また、平成18年度に向けては、国の制度改正に伴う第2子以降の補助対象の拡大に対応するとともに、市単独事業分の補助単価の増額を実施した。	本事業は、国庫補助事業であるが、近隣他都市（横浜、東京）においては、独自の上乗せ補助を実施しており、このため本市の補助額は近隣他都市に比べ、大きな較差を生じる状況となっている。また、私立幼稚園園児保育料等補助事業の事業費自体が大きいこと、今後の財政的負担には厳しいものがある。	国の制度拡大への対応とともに、幼稚園・保育所の較差是正の観点から市単独事業分を充実し、一層の保護者負担の軽減を目指していく。	教育委員会事務局	学事課
	幼稚園（幼稚園類似の幼児教育施設）に在籍する幼児の保護者に対して保育料の補助金を交付し、幼児教育の増進を図ります。	事業対象幼稚園37園の在園児保護者に対し、409件の保育料補助金を交付した。	対象園の要件見直し検討も視野に入れ実施していく必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
教育費の援助	経済的理由により就学が困難な家庭に対して、経済的援助（就学援助制度）を行います。	小学校3,841人（5.78%）、中学校2,171人（8.70%）、計6,012人（5.78%）に対し、経済的援助（就学援助制度）を行った。	就学援助における認定者数、認定率ともに近年の経済的不況の影響によって年々増加してきている状況となっている。	法的、制度的にも保障されている事業であり、必要としている世帯に対し、必要な援助を行っていく。	教育委員会事務局	学事課
	経済的な理由のため、修学が困難な高校・大学生に対し、奨学金を支給（貸与）します。	募集定員（高校奨学金）や制度の見直し（大学奨学金）を行った。	奨学金事業の見直しを図り募集定員の削減を行っている反面、近年の不況等の経済状況から応募者が増加し、競争率が高くなり応募者の状況は厳しくなっている。	今後は、限られた原資を考慮し、真に奨学金を必要とする者に対し、適確な支援を実施していく。	教育委員会事務局	学事課
医療費等の支援	小児医療費助成、重度障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、小児ぜん息患者医療費助成、小児特定疾患医療費助成等を実施することにより、子どもの健康と福祉の増進を図ります。	小児医療費助成制度は、平成17年1月に入院助成対象年齢を5歳児まで拡大し、制度の拡充を図った。また、小児ぜん息医療費支給事業は、平成18年1月から医療費助成方法を現物給付方式に変更し、対象者の利便性の向上を図った。	小児医療費助成制度は、市民要望も高く、小学校就学前までの通院助成対象の拡大などの要望が寄せられている。	小児医療費助成制度は、平成19年1月から通院助成対象を小学校就学前まで拡大し、その後は、事業を継続実施しつつ、国の動向についても注視していく。	健康福祉局	福祉医療課
	経済的理由で入院することが困難な妊産婦を援助する入院助産制度を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	経済的理由で入院することが困難な妊産婦70名に入院助産制度を活用し、経済的負担の軽減を図った。	制度実施の施設の確保が必要である。	必要な市民が活用できるよう、制度の周知を図る。制度実施の施設の確保に努める。	健康福祉局	こども家庭課
児童手当制度等の充実	児童手当については、支給額の増額、支給対象年齢の拡大等、制度改正に伴う国庫負担区分の見直しを、また、児童扶養手当についても、父子家庭も含めた支給範囲の拡大、所得制限の緩和を国に要望します。	児童手当を含めたさまざまな次世代育成支援の着実な推進を図るため、「大都市民生主管局長会議」や「指定都市市長及び市議会議長の連名による要望」などにより、国に制度の充実を要望した。	制度の改正などを含め、今後の国の動向に注視が必要である。	国の少子化対策等により、児童手当は、平成18年4月から支給対象年齢の拡大とともに、所得制限額も引き上げられる。	健康福祉局	こども家庭課

基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

推進項目	内容(は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当	
区における子育て支援の拠点づくり	区役所を子育ての総合的な支援拠点として整備し、区を主体として、それぞれの地域特性を生かした子育て支援を展開します。 平成17年4月1日から、区役所を子育ての総合的な支援拠点とするために、こども総合支援担当を配置した。	課題解決に向けた検討やこどもの安全確保のための地域緊急連絡網の整備を行ってきた。また、就学期を境に分断されている乳幼児期と小学生による異年齢児交流事業を試行的に実施した他、市立保育園年長児担当保育士と小学校教諭の意見交換会の開催を行った。新入学児の保護者に就学に向け生活習慣改善の啓発チラシを配布した。新小中学生に安全確保対策について啓発チラシの配布や説明を行った。	民間活動団体の育成強化。既存の民間団体への理解協力等の啓発。乳幼児期から就学期を境に分断されている関係連携の強化を図るため所管事業局の理解が必要である。	平成18年度は関係機関等や団体による「川崎区こども総合支援ネットワーク会議」の設置と課題に対応する部会を設置する。民間活力導入や「幼・保・小連携」事業の実施と内容の充実を図る。	川崎区役所	こども総合支援担当	
		区内の子育て支援関連施設への情報収集やアンケートを実施し、課題の把握及び分析を行った。また、区内のこどもに係わる関係部署で構成する「こども総合支援検討会議」を設置し、現状や課題等の検討を行った。(年3回)	こども関連機関の活動は活発に行われているが、さらに連携を図る必要がある。	平成18年度はこども支援策の推進を図るために、関係機関や団体と連携したネットワーク会議を設置予定。	幸区役所	こども総合支援担当	
		区における子どもに関わる部署の係長職員からなる「中原区役所こども総合支援検討委員会」を6回開催し、現状と課題、今後の方向性等について検討した。また、子ども関係機関・団体等との意見交換や情報収集等を行った。区内公立保育園現状を把握し、子育て支援における公立保育園の役割について検討を行った。	保健福祉センターでは、保健福祉相談係で総合的な相談窓口を開設しているが、7割が老人保健・福祉に関する相談で、子どもの相談が隠れてしまい、区民には分りにくいものとなっている。	平成18年4月から「こども相談窓口」を新たに設置するとともに、区役所の一部組織変更によって、こども総合支援担当の組織強化を図る。	中原区役所	こども総合支援担当	
		区内のこども支援関係機関等で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を設置し、概ね月に1回会議を開催した。また、区民の自主的な活動を支援するための「高津区民活動等支援推進会議」に「子ども・子育て支援部会」を設置して、庁内関係部署の連携調整を図った。現在就学後の子どもの支援は、区民の自主的な活動である地域教育会議が中心になって担っているので、協働の立場から、委員の相互就任などの手法で綿密な連携に努めている。なお、就学前と就学後の連携は幼児教育センターが区内の幼保小の交流の場を提供しているので、保育所の参加を促がすなどの支援を実施してきた。	高津区内の子どもの支援施策の充実を図るため、関係機関や関係団体等の連携が必要である。	「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を活用しながら子どもの支援施策の充実を図るとともに、平成19年度に向けた所掌事業の検討とこれに伴う組織整備を検討していく。	高津区役所	こども総合支援担当	
		区内の子どもに係わる関係機関、団体等との意見交換や情報収集、行事等への参加により現状把握を行った。また、区役所を総合的な子ども支援の拠点とすることを旨とし、こどもに係わる関係機関、施設、団体等の代表者により構成する「こども総合支援関係者懇談会」を設置し、地域における子ども支援体制の構築を図った。	区内の子育て支援の取り組みにも地域差がみられるが、どのように平均化を図りながら、支援を進めていくかが課題である。	平成18年度以降については、支援体制の充実を図りながら、平成19年度に向けた所掌業務及び組織整備についての検討を進める。	宮前区役所	こども総合支援担当	
		事務局を含め28の団体及び機関の子育て関係者で構成する会議である第1回連携会議を開催した。連携会議を構成する者相互の情報交換を促進し、主催する諸事業・諸活動を相互に協力・支援し合い、区内の子どもに関する諸事業・諸活動について意見交換などを行った。	それぞれの子育て支援機関・団体が、互いの特性を生かしあいながら連携できるようにしていくことが必要である。	平成18年度も連携会議を2か月に1回程度、開催し情報交換、自主事業の相互協力・支援行っていく。開催回数、相互協力支援のあり方については今後検討していく。	多摩区役所	こども総合支援担当	
		子どもに関する施策ニーズの把握・分析のため、区役所内で子どもに関する業務を実施している関係各課と関係機関で現状・課題・方向性について6回の会議を実施した。麻生区の、区内施設を訪問しヒヤリングを行なった。区内3地域子育て支援センターの調整会議も行き、有効活用に向けての検討を行なった。	多摩線沿線の開発が進み、子どもの人口流入・増加が考えられる。また、施策化を推進するための体制の検討と整備を行なう必要がある。	平成18年4月から「こども相談窓口」を開設する。また、こどもに関するネットワーク会議を行う。地域の大学との連携や、子育て支援センターと地域が協働での多摩沿線の子育て支援を検討・推進していく。	麻生区役所	こども総合支援担当	
		区内における子育て関連施設等の連携体制の構築により、地域のだれもが安心して子育てができるよう支援を強化します。	区内の関係機関・施設の代表者で構成する「川崎区こども総合支援連絡会議」を設置し5回にわたり開催して、各機関等が抱える課題の抽出、共有化及び課題解決に向けた検討を行った。また、施行の区民会議で7月と11月に、身近な地域での子育て・子育て支援活動について課題として取り上げ審議した。	個人情報保護法の施行に伴い、こども支援関係の各機関、施設及び民児委員等との間のこどもに関する情報の受け渡しについて、関係局によるマニュアルづくり等の周知が求められる。区民会議の審議内容は父親の育児参加、外国籍児童の受け入れ体制、自主活動の方向性などが結果であった。	関係機関や団体による「川崎区こども総合支援ネットワーク会議」の設置や平成19年度に向けた所掌事業の検討とこれに伴う組織整備を検討していく。地域活動は行政主導から地域中心へを確認し周知する。課題への事業を企画実施する。	川崎区役所	こども総合支援担当
		平成17年7月末から8月末の期間に小学校教諭の公立保育園実習体験研修を実施し連携を図った。また、区内小学校と保育園による就学関係連絡会を実施した。(18年2月から3月)	関係機関等との情報の共有化、連携が必要である。	関係機関等とのネットワークを構築し、子育てを地域で支援する体制の整備を図る。	幸区役所	こども総合支援担当	
		小学校教諭と保健福祉センター職員との連絡会(年1回)、子ども教育相談員、家庭相談員、子ども総合支援担当によるこども支援相談連絡会議(2か月ごと)、主任児童委員と保育園、小学校教諭の連絡会(年3回)を実施した。					

推進項目	内容（ は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
区における子育て支援の拠点づくり	区内における子育て関連施設等の連携体制の構築により、地域のだれもが安心して子育てができるよう支援を強化します。	保健福祉センター・保健福祉サービス課を中心に開催していた中原区内の子どもにかかわる組織や団体から成る「子育て支援関係機関による連携会議」を改め、11機関から成る「中原区子育て支援関係機関連携会議」とし、4回開催し、冊子「中原区内公共機関の子育て情報」を作成した。	乳幼児を中心とした子育て関連機関連携会議から、学齢期の児童をも対象とした支援会議に拡大していく必要がある。	平成18年度は、未就学児を持つ保護者や、支援に関わる機関や団体を対象とした「子育てネットワーク」と、就学児以上を対象とした「子ども支援ネットワーク」を同時に立ち上げていく。	中原区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
		区内の主任児童委員、保育園、幼稚園、自主サークル、地域教育会議等の代表者で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を設置し、概ね月に1回会議を開催して、各機関等が有する情報の共有化、抱える課題に向けた検討を行ってきた。	区民の主体的な参加と関係機関が同じ視点にたった課題の理解と解決が求められる。	各団体等との連携を強化する中で、参加と協働のより一層の推進を図る。	高津区役所	こども総合支援担当
		こどもに係わる関係機関、施設、団体等の代表者により構成する「宮前区子育て支援関係者連絡会」（隔月に開催）に参画し、地域における子育て支援に関する情報の共有化、課題の検討等を行った。また、区内の小・中学校を対象にアンケート調査の実施及び子どもに関する防犯の取り組み状況を把握し、関係団体等への協力呼びかけ、協議会の発足、地域による見守りパトロール等の実施・拡充を図った。	地域との協働による子ども見守りパトロール等の実施・拡充の方法、実施するための連携をどのように持つかが課題である。	会議の継続的開催（隔月に開催）及び地域で子どもを守るための区内での統一行動を計画し、継続して実施する。	宮前区役所	こども総合支援担当 総務企画課 地域振興課 保健福祉サービス課
		子どもの福祉・教育に直接関わっている機関及び子ども支援団体・グループ等を対象に、子ども関連事業・施策についての課題、意見等について調査を実施し、課題把握を行った。また、子どもに係る地域関係機関（学校・幼稚園・保育園等）、団体（子ども会・PTA・主任児童委員）と意見交換する「地域懇談会」を8回開催した。ネットワーク化の取組として「こども総合支援連携会議」を設置した。	課題として 子どもが親と安心して遊べる場の確保 子育てに関する情報提供の充実 家庭で保育する親等の支援 相談（子育て、障害、不登校、虐待等）体制の強化があげられている。関係機関と連携して、課題解決に向けて検討を進めるが、体制・環境の整備に時間を要する。	関係機関等と連携して、改善にむけて対策を講じていく。	多摩区役所	こども総合支援担当 総務企画課 保健福祉センター
		区役所内の関係各課・関係機関と子どもに関する事業の取組み状況と課題について検討した。それに加えて、町会・民生児童委員・子ども会等の団体、子育てサークルやボランティア・障害のおさんのサークル等区民の代表、区社会福祉協議会・保育園・幼稚園・学校・区役所内関係各課等30名の委員による「麻生区子ども関連ネットワーク会議」の準備をすすめ連携と情報の共有化を図った。	麻生区子ども関連ネットワーク会議で情報交換を行い、相互の状況理解を深め連携を強化する。	区内でより連携を深め、子育て関連施設の充実や有効活用の調整、関係機関が連携しての子育て支援策の構築が行なわれるようネットワーク会議の継続開催を行なう。	麻生区役所	こども総合支援担当
親子が気軽に集える場の提供	親子が気軽に集い、子育て情報の提供や相談の場としての地域子育て支援センター（旧子育て広場含む）を拡充します。また両親とともに利用できるよう、土曜・日曜に行事等を開催します。	地域子育て支援センター担当者会議を毎月行い、各支援センターの特徴を出しながら連携をとり地域のニーズに応えた。また、西宿河原保育園内に市内17か所となる地域子育て支援センター「にしゅくがわら」を開設した。地域子育て支援センターの土曜・日曜の開催については、「ふるいちば」にて土曜開催を一部実施した。	土曜、日曜の開催については、内容の検討を行なう。	地域子育て支援センターの特徴を出し、継続実施する。	健康福祉局	保育運営課
民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市民自主グループ等が地域の中で主体的に実施している子育てサロン等を促進、支援します。	地区民生委員・児童委員協議会が主体となり運営している子育てサロンは5か所（渡田、大師、田島、小田、中央地区）にある。まちづくりクラブ、母親クラブ、他民間活動団体等による支援活動がある。児童家庭支援担当の保健師が参加し、子育てについて専門的な立場から助言等を行ったり、運営上の側面的支援を行っている。地域福祉計画に基づき、「まちの縁側」を4か所開設し、子どもから高齢者まで、世代間の交流を図っている。	活動拠点の地域的な偏りがある。今後、各地区民協が子育てサロン等を実施する方向にあり、開設の増加が見込まれるので、効率的な関わり方を検討する必要がある。	出生状況や拠点の配置状況等の調査の必要がある。整備の方向性を検討。引き続き、保健師等の専門性を生かした支援を行なう。なお、子育てサロン等の増加が見込まれるので、効率的な関わり方を検討する。	川崎区役所	地域振興課 地域保健福祉課 保健福祉サービス課	
		日吉地区の5か所の町会で「赤ちゃん相談」を実施した。育児相談を実施するボランティア対象に「ボランティア研修会」を実施し、現代の母子事情の理解を深めるよう支援した。育児グループに対しては、「交流会」「学習会」等を実施し、グループ活動の支援を行った。また、新しい子育てサロンの立ち上げを支援した。	育児相談等に携わるボランティアが現代の子育て状況を踏まえて、運営できるような支援が必要である。	継続して実施する。	幸区役所	保健福祉サービス課
		社会福祉協議会区ごとの地区子育て支援推進委員会で開催する子育てサロンは、14会場で実施されており、平成17年度には136回、参加親子延数は5,386人、従事したスタッフは、役員・ボランティア延総数は1,682人であった。さらに、こども文化センター等を会場とする子育てグループが、自主的な子育てサロンやグループ活動を展開しており、これに、保健福祉センター職員や、保育園職員が支援・協力した。	保健福祉センターの各課の職員が関わっていて、事務局体制が区民に分りなくっている。また子育てサロン参加者の持つ子育て力をもっと引き出す内容にしていく必要がある。	社会福祉協議会区毎の子育て支援推進委員会の事務局をこども総合支援担当に移し、保健福祉センター各課や保育所等との調整役を担う。さらに、子育てサロンの充実、サロンの場を活用した世代間交流等を計画していく。	中原区役所	こども総合支援担当 地域保健福祉課 保健福祉サービス課
		高津区社会福祉協議会が開催している子育てサロン「きらり」に、地域子育て支援センター及び保育園職員等を派遣し、支援している。さらに、こども文化センター等で実施されている自主グループの活動に、要請に応じて地域子育て支援センター職員等を派遣して支援している。	子育てサロン等の参加者の意欲・意識の向上。	各団体が地域で実践している子育てサロン等との連携を強め、必要に応じて支援をしていく。	高津区役所	こども総合支援担当
		地域の子育て中の親子が集う「場」として、こども文化センターを会場とし、地区民生委員・児童委員、主任児童委員が中心となり月1回開催している「子育てサロン」に保健福祉サービス課保健師、保育園の保育士を派遣し、子育て講座・遊びの紹介等の支援を行った。	「サロン」の継続的開催及び参加者と支援者の交流をどのように進めるかが課題となっている。	地域の子育てサロンの充実、地域における世代間の交流の場の拡充を図る。	宮前区役所	こども総合支援担当 保健福祉センター

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
親子が気軽に集える場の提供	民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市民自主グループ等が地域の中で主体的に実施している子育てサロン等を促進、支援します。	区内の子育て広場・子育てサロン等の利用について各関係所管等が連携し、情報の広報等を行ない、利用者の増加を図った。また、昨年度実施し好評だった、集える場「ママとあそぼう パパもね！」を、地区を変えて開催をした。	情報交換の時間の確保が必要である。	公立保育園園長会、地域子育て支援センター、主任児童委員との共催で3地区で毎月1回ずつ親子の集いを開催する。さらに民生員・児童委員が実施しているサロン等の協力・支援をする。また、保健福祉サービス課のママ・Sサロンとも相互に連携し、区内の子育てグループによりよい支援・連携ができるようにする。	多摩区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
		麻生区内には民生委員・児童委員が実施している子育てサロンが5か所ある。平成17年度、60子育て関連サークルについてアンケートを依頼し回答を得た。その調査を元に子育てサークル代表者の交流会を区社会福祉協議会子育て支援部会と実施し、子どもの遊びの研修と意見交換を行なった。その結果を元に、児童委員活動強化推進委員会に参加し、子育てサークルの実態と、子育てサロンについての報告を行った。子育てサロンを含むサークルが活動しやすい環境をつくるため、区内こども文化センターに育児用品や乳幼児用遊具等を貸し出す事業も行なった。	子育てサロンが安定的に運営され、保育等の定期的な学習等を支援する。継続的に意見交換をしていく必要がある。	平成18年度以降も、子育てサークル支援や、子育てサロンの研修、子育て支援センターとの協力での遊びや子育ての学習等継続予定。	麻生区役所	こども総合支援担当
育児サポートの充実	こども文化センターにおいて、乳幼児がより利用しやすくなるよう施設の整備を図ります。また、子育て相談などができるよう職員の専門性の向上を図ります。	旧クラブ室において、乳幼児が安心して利用できるように、老朽化した床の改修（クッションフロア化）を行った。また、子育て相談などの充実を図るため、各区保健福祉センター及びこども総合支援担当等と連携し、乳幼児の保護者の交流や相談活動などを実施するとともに、職員の専門性の向上のため、児童厚生2級指導員資格の取得をはじめとした研修を行った。	各区の保健福祉センターやこども総合支援担当とさらに連携し、支援の充実を図る。	引き続き、旧クラブ室以外の部屋においても、順次床の改修を実施する。職員の専門性の向上を図り、子育て支援の場の提供を推進していく。	市民局	青少年育成課
		市民同士が互いに子育て支援する「ふれあい子育てサポート事業」について、子育てヘルパー会員を増やし、より多くの援助活動ができるよう充実を図ります。 <子育てヘルパー 平成16年度480人 平成21年度1,000人>	ふれあい子育てサポート事業について、年3回の子育てヘルパー養成講座を開催し、子育てヘルパー240名を養成し、子育てヘルパー会員は675名となった。	昨今、子どもの安全に対するニーズが高まり、保育園の迎えや小学校からの帰宅時にこの事業を利用する件数が多くなってきている。利用会員及びヘルパー会員に対し、年度当初に会員継続の意思確認をしているが、ヘルパー会員は、継続会員と年度内に養成する人数を加えても微増にしかっていない。	年3回の子育てヘルパー養成講座を開催し、会員を着実に増やしていく。（ヘルパー会員数平成16年度登録数480人を、平成21年度1,000人登録を目標）	健康福祉局
民生委員・児童委員、主任児童委員活動への支援	民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における子育て家庭への相談・援助活動を支援するため、研修等を充実します。	産後間もない核家族等に、身の回りの世話や育児の援助を行う産褥期ヘルパー派遣事業を実施します。	平成17年10月から産後家庭支援ヘルパー事業を開始した。地域における子育て支援の新たな事業手法として、民間事業者の育成を視野に入れながら展開している。年度末までの利用実績は、利用実人員80人、利用延べ回数811回となっている。	サービス提供する事業者の数が、区によってバラツキがあり、今後、偏在のないようにするために事業者の育成を進めていく必要がある。	健康福祉局	こども計画課
		民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における子育て家庭への相談・援助活動を支援するため、研修等を充実します。	主任児童委員研修会2回、新任民生委員児童委員研修会2回、児童委員研修会、中堅民生委員児童委員研修会、民生委員会長研修会、全国主任児童委員研修会等を開催し、「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」が社会全体に求められている中で、児童・妊産婦に関する福祉を積極的に推進する民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援するため研修を行った。	よりきめ細やかな相談援助活動が行えるよう、今日的課題に即した研修内容の充実が必要である。	主任児童委員については、各区に配置された「こども総合支援担当」の事業との地域連携の強化について検討を行う。	健康福祉局
保健福祉センター、保育所、幼稚園等における地域子育て支援機能の充実	保健福祉センターの専門性を活用し、地域が主催する子育て講座等へ講師を派遣するなど支援を充実します。	地域子育て支援センターに定例の講座を開講し、育児相談や子どもの育ちに必要の支援や時々の話題を保護者に提供している。支援を必要とする子どもや親（保護者）に支援を継続しフォローアップしている	個人情報保護の観点から、こども支援関係の各機関、施設及び民児委員等との間のこどもに関する情報の受け渡しに充分注意する必要がある。	相互交流を図りながら、専門職機能を充分活用する。区民協働推進事業の地域支援事業を地域子育て支援センターとの協力で実施する	川崎区役所	地域保健福祉課 保健福祉サービス課
		「すすく講座と育児相談」を地域子育て支援センターふるいちばにおいて9回実施した。日赤奉仕団主催事業に、保健師が参加し親子遊びと育児相談を3回実施した。	要請に応じるため保健福祉センターからの派遣職員等の調整が必要である。	地域子育て支援センターふるいちばは継続実施する。日赤奉仕団については要請があれば派遣する。	幸区役所	保健福祉サービス課
		地域で開催されている子育てサロン・子育て支援センターすみよし・子育てグループの自主活動等に、保健福祉センターの医師・歯科医師・保健師・栄養士・歯科衛生士、保健福祉センターで養成した食生活改善推進員等を派遣している。また保育所の保育士や栄養士が要請に応じて地域支援に赴いている。	要請に応じるため保健福祉センターからの派遣職員等の調整が必要である。	地域の要請には今後も可能な限り応えていく予定。	中原区役所	こども総合支援担当 地域保健福祉課 保健福祉サービス課
		地域子育てサロン、子育てグループ、地域子育て支援センター等に保健福祉センターの保健師・医師・看護師・栄養士等を派遣し、子育てに関するアドバイスを行った。	支援内容の検討と講師の調整が必要である。	関係機関や自主グループとの連携をさらに深め、対象者に適した内容で実施できるよう努めていく。	高津区役所	保健福祉サービス課
		地域の主任児童委員等が開催する「子育てサロン」や自主子育てグループ等が主催する「赤ちゃん広場」（月1回、区内8か所にて開催）等に保健師や保育士、栄養士を派遣し、育児に関するアドバイスや遊びの紹介等を実施し、支援を行った。	支援内容及び実施方法の検討が必要である。	対象とする支援グループの拡充と継続的に実施する。	宮前区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
保健福祉センター、保育所、幼稚園等における地域子育て支援機能の充実	保健福祉センターの専門性を活用し、地域が主催する子育て講座等へ講師を派遣するなど支援を充実します。	保健福祉センターと主任児童委員が行っている5地区7か所の子育てサロンに対し、保健師等を派遣した。また、他のサロンや広場等からの要請に対し保健師等を派遣した。	派遣について、すべての要請に応えることは困難なため、今後は保育園、地域子育て支援センター等と連携の検討が必要である。	関係機関、市民グループとの連携をさらに深め、専門性を生かして、さらに支援を充実させていく。	多摩区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
		保育園や地域子育て支援センター、子育てサークルの要望に応じて、保健師や助産師の定期的な派遣を行なっている。また、地域子育て支援センターと保育園の職員で、遊びや食育等の講座を実施した。区内の子育てに関連している職員などで子育て支援講座の区の一覧と講師一覧を資料として検討を行なった。	派遣の要請に順次こたえるため、区内の全体状況を把握し内容と講師の調整をする必要がある。	関連機関で調整を行いながら、支援を継続の予定。	麻生区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
	幼稚園の在園児を正規の教育時間終了後も引き続き預かる「預かり保育」を推進します。	私立幼稚園の預かり保育について、補助金を交付した。平成17年度末において、市内の私立幼稚園86園中58園にて預かり保育が実施されている。	預かり保育に際しては、その延長時間や夏季休業中の問題、担当職員の人件費や、事業主体（私立幼稚園経営者）等の課題がある。	私立幼稚園の預かり保育は、直接的には待機児童の解消に結びつかないこともあり、事業主体の体制や補助の動向等の課題がある。	教育委員会事務局	学事課
	保育所や幼稚園において園庭開放や地域の子どもの交流、子育て相談、保育参加などを行い地域における子育て家庭を支援します。	平成17年3月「子育て支援の在り方についての調査研究 - 川崎市乳幼児の生活実態調査を通して -」を発行し、公私立幼稚園に配布した。また、教職員の子育て支援研修を通して、子育て支援の必要性や重要性についての理解を深めた。幼稚園では、地域のニーズに合わせて園庭開放や預かり保育などに取り組んでいるところも多い。	子育て家庭のおかれている状況は、家庭・地域環境により様々である。各幼稚園が地域の実情に即した、子育て支援が展開されるよう研修内容・方法の充実が必要である。	今後の幼稚園における子育て支援事業に生かせるように、研修事業にて子育て家庭のおかれている状況や市内外の幼稚園が実施している子育て支援事業を伝えるなど、研修内容・方法を工夫する。	教育委員会事務局	総合教育センター 幼児教育センター
		保育所においては園庭で、親子が自由に遊んだり、保護者が子どもが遊んでいる様子を見守りながら他の保護者と情報交換をしたり、保護者が保育者に気軽に子育ての相談を出来るなど、子育てにホッとできる時間をつくり、再び子どもと向き合えるように支援を実施した。また、移動動物園や人形劇等のイベントを実施し、多くの親子が参加した。園により身体測定や絵本の貸し出し等実施している所もある。	雨天時の保育園内利用の問い合わせがあるが、日常においては保育園児がいるため空スペースがない。（地域子育て支援センターを紹介している。）	引き続き各園でできる支援をしていく。	健康福祉局	保育運営課
児童福祉施設等の養育機能や地域の子育て資源を活用し、保護者の疾病、出産等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に養育するショートステイ事業を拡充します。また、保護者が残業等により不在となり、家庭での養育が困難になった子どもを保護者が帰宅するまでの間預かるトワイライトステイ事業を実施します。	ショートステイ事業を、しゃんぐりらベビーホームで実施した。	ショートステイ事業の広報を強化する必要がある。	トワイライトステイ事業（定員2名）の実施に向け検討及び準備作業を進める。	健康福祉局	こども家庭課	

(2) 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
相談体制の充実	市民の子育てについての相談に的確に対応するため、相談窓口の役割を明確化するとともに、市民にわかりやすく広報し、相談体制の充実を図ります。	平成17年4月に各区役所に配置した「こども総合支援担当」を中心に、子どもについての相談体制の構築を進めている。また、児童相談所の専門的相談機能の強化を図るため、こども家庭センターの整備に向けての作業を行った。	市民にわかりやすい相談体制を構築するため、子ども支援のための子育てネットワーク等の確立を図る必要がある。	引き続き、子育てについての相談体制の充実を進める。	健康福祉局 各区役所	こども家庭課 こども総合支援担当
	乳幼児をもつ家庭の身近な相談窓口として、保育所、幼稚園の専門性や地域性を活用し、相談事業を進めます。	公立幼稚園において相談事業を実施した。入園希望者や在園児の保護者の抱える不安や心配に対し、保護者の気持ちの理解を図りながらアドバイスや必要な機関の紹介を行った。また、私立幼稚園においても、相談事業を行っている。	保護者の置かれている状況により、抱える問題や課題が異なることから適切な対応を行うためには、相談技術の向上や市内にある社会資源への知識が必要とされる。このことから、保護者の相談に対応できる資質や技術向上のための職員研修が重要と考える。	現在の幼稚園の相談事業は、在園児が主であるが今後は未就園児の保護者への積極的な支援も視野に入れる必要がある。研修事業などを通じ、教職員の相談の資質と技術の向上を図りながら、幼稚園における相談の充実に努める。	教育委員会事務局	総合教育センター 幼児教育センター
		公立保育所全園において相談事業を実施した。	相談事業の園によるばらつきをなくすため、保育相談実施のPRを工夫する。また相談内容の多い食事面や生活習慣面について「ワンポイントアドバイス」等のチラシを配布し参考にしてもらう。気軽に相談できる雰囲気作りに配慮する。	継続実施する。	健康福祉局	保育運営課
	子育てに関するさまざまな相談に応じられるよう、相談員の専門性の向上を図るため、研修を充実します。	家庭相談員に対し、家庭児童相談研修・連絡会4回、神奈川県都市家庭相談員連絡協議会研修・連絡会4回、県家庭児童相談研修・連絡会1回全国家庭児童相談研修・連絡会1回を実施した。また、子ども教育相談に対しては、子ども教育相談研修・連絡会を5回実施した。	研修の内容を検討・充実させるとともに、児童相談所や関係機関との連携の強化を図る必要がある。	研修の内容を検討する。児童相談所や関係機関との連携の強化を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	相談内容により、より適切な窓口の紹介ができるよう、相談機関連絡会等の設置による連携・相互支援の強化を図ります。	家庭相談員と児童相談所との連絡会を開催し、連携を図った。	区と児童相談所との連携をさらに、図っていく必要がある。	区と児童相談所との連携を引き続き図っていく。	健康福祉局	こども家庭課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当	
相談体制の充実	児童相談所における相談支援の強化、夜間・休日の電話相談や里親からの緊急連絡体制を確立するなど機能強化を図ります。	平成17年度から虐待防止センターを中央児童相談所内に移し、通告・相談に対する対応の充実迅速化を図るとともに、里親からの緊急連絡を受ける体制を整備した。又、児童相談所の相談の強化を図るため、こども家庭センターの整備に向けての作業を行った。	児童相談所とこども家庭センターの機能をさらに強化する必要がある。	児童相談所とこども家庭センターの機能強化を引き続き図っていく。	健康福祉局	こども家庭課	
子育て情報の提供の充実	子育てガイドブック（全市版、区版及び外国語版）を作成し、子育て家庭への情報提供を充実します。	全市版「かわさきの子育てガイド」27,000部作成し、子どもを出産する世帯を中心に母子手帳と併せて配付した。	各区で「区版子育てガイドブック」を作成しており、区内のことをより詳細には掲載しているが、全市版における共通性と各区版における独自性をどのように切り分けるかが課題となる。	継続実施する。	健康福祉局	こども計画課	
		区版子育てガイドブックを増刷し10,000部作成した。添付のマップを5か国（スペイン語、英語、ポルトガル語、ハンガリー語、中国語）の外国語版を作成した。また、編集グループ「かわさき子育てのわ」との協働作成によるパンフレット「川崎区 子育てかわらばん」を四半期ごとに作成した。	全市版と情報が重複するところがある。外国籍の人が利用しにくい。小学校就学後の情報がない。インデック等編集全体の見直しが必要である。	就学後の情報を入れるとともに、日本語を母語としない人が利用しやすいように子育てガイドブック改訂委員会により、全面的な改訂版を作成する。	川崎区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	
		平成17年11月と3月に『「みる」子育て情報さいわい』を各4,000部計8,000部発行した。第2回目は5人の区民ボランティアと協働で企画から編集までを作成し、子育て関連施設中心に配布した。	子育て関連施設だけでなく広く周知が必要である。	『「みる」子育て情報さいわい』を町内会にも配布し、子育て情報を広く周知していく。また、平成15年度に発行した幸区子育て情報誌「おこさまっぷさいわい」を改訂増刷し、配布を予定している。	幸区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	
		中原区子育てガイドブックの作成にあたって、区における子ども相談のあり方について関係職員が検討した。また子育て中の区民や関係機関・団体職員による「中原区子育て情報誌作成委員会」を立ち上げ、情報の収集や編集を行った。	ガイドブック作成で収集した情報を、区の子ども関連ホームページづくりに活かすことが必要。	平成18年度協働事業費で予算計上し、9月を目途に子育て情報誌「この指とまれ」を作成・配布予定。	中原区役所	こども総合支援担当 総務企画課 保健福祉サービス課	
		区民参加の情報発信委員会の検討をふまえ、高津区子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」を平成17年3月に10,000部作成し、月平均約800冊を配布している。	情報内容の改訂・更新。	制度改正などに伴い、高津区子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」を改訂をしていく。	高津区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	
		子育て中の母親が中心となり、子育てガイドブック「とことこ」改訂版作成のため、情報収集、調査等及び内容検討をし、編集会議を計10回行い、原稿を作成した。	子どもを連れての会議、作業等になるため、保育ボランティアの確保が必要となる。	平成18年度改訂版発行。	宮前区役所	こども総合支援担当 地域保健福祉課 保健福祉サービス課	
		平成17年3月「多摩区子育てBOOK」を改訂し10,000部作成し、母子健康手帳と一緒に配布した。また、乳幼児を持っている多摩区への転居者にも配布している。また、保健福祉センターの事業として、1~2歳児の子育てをしている地域の母親たちと協働で、育児情報交流新聞「ママズサロンたいむす」を隔月発行した。	新しい情報を差込にするなどの工夫が必要である。	「多摩区子育てBOOK」についても、変更点については差込をする形で考えていく。「ママズサロンたいむす」は引き続き発行する。	多摩区役所	保健福祉サービス課	
		区版「子育てガイドinあさお」を「親子ハーモニーランドinあさお」を中心に保健福祉センター・市民館・区社会福祉協議会・地域子育て支援センター・こども総合支援担当等と協働で1,000部作成し、保健福祉センターや市民館等で配布した。	継続した改訂版の発行。	平成18年度は7,000部発行予定、今後も継続し改訂版を発行していく。	麻生区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	
		子育てに関する情報のホームページへの掲載や子育て支援施設などにおける情報提供の充実を図ります。	「川崎区子育て支援関係機関連絡会」の構成団体が情報提供し、市民活動団体「すくすくかわさきっこ」の協力の下に、区内の子育て支援情報を川崎区ホームページに「子育て情報」として、配信している。区内の関係機関・施設の予定行事を2か月ごとに更新し情報提供の充実を図った。	区役所ホームページの位置づけが明確でなく、入り口等の組み立てが利用しにくい。	区役所ホームページの改訂に伴い、利用者サイドに立った、総合的なこども支援情報の配信を目指す。	川崎区役所	こども総合支援担当 総務企画課 保健福祉サービス課
			地域の育児相談や区内の子育て支援施設などで開催される乳幼児向けの催し物をカレンダー形式にし、子育てのワンポイントや親向けのメッセージとあわせて印刷物とホームページの両方で掲載し情報提供を行なった。	今後この紙面作成を、区民と協働で実施していくことが検討課題である。	区民と協働で実施する方向で検討。	幸区役所	地域保健福祉課
『「みる」子育て情報紙さいわい』発行に併せて、同紙を区ホームページに掲載した。	情報紙のみではなく、いろいろな媒体を使って子育て家庭や区民に情報提供することが必要。		子育てに関する情報ホームページを作成し、さらに内容を充実させる。	幸区役所	こども総合支援担当		
「中原区子育て情報誌作成委員会」を立ち上げ、区子育てガイドブック作成に向け、準備を行った。ここで収集した情報を、もとに、子ども・子育てに関する情報ホームページの作成につなげる予定。	区のホームページとの調整をし、区民が利用しやすい魅力のあるホームページづくりが必要。		平成18年度協働事業費で予算計上し、子育て情報誌「この指とまれ」を作成後、ホームページづくりに着手予定。	中原区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課		
区民参加の情報発信委員会の検討をふまえ、平成16年6月1日に区ホームページ上に開設した「ホッとこそだてたかつ」に平成17年2月から、最近のイベント情報を知らせるための子育てかわら版「みんなおいでよ！たかつっこ」を掲載した。また最近のイベント情報を周知すること及びパソコンを使用しない人のための情報提供として子育てかわら版「みんなおいでよ！たかつっこ」を発行した。	情報内容の改訂・更新。	利用しやすいホームページを目指して、リニューアルを行うとともに、市民意見コーナー、携帯コンテンツを開設していく。	高津区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課			

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子育て情報の提供の充実	子育てに関する情報のホームページへの掲載や子育て支援施設などにおける情報提供の充実を図ります。	子育てガイドブック「とことこ」の改訂と同時進行しながら、ガイドブックに掲載しきれない情報を、他の子育て情報と併せて子ども・子育てに関する情報ホームページとして情報提供するため、情報の収集、編集を行い、まとめた。	情報量が多く、どこまでを掲載するか、内容の選択が難しい。	平成18年度に地域ポータルサイトに情報提供開始予定。	宮前区役所	こども総合支援担当 総務企画課
		ホームページ「子育てWeb」があり子育てに関する情報が掲載されている。また、「子育て情報」コーナーを利用して、イベント等の情報提供を行なった。	必要な情報内容の検討、掲載スタイル等課題はあるが、市民が利用しやすいホームページにする必要がある。	「多摩区子育てWebカレンダー」を隔月更新する。「子育て情報」コーナーにも、子育て支援機関・団体と連携して情報提供ができるようにしていく。	多摩区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
		平成17年12月麻生区のホームページリニューアルアップを実施する中で、子どものページへのアクセスをしやすいようにした。また、毎月の子育て施設の情報を掲載した「子育てカレンダー」を作成し、更新(1回/月)をしている。地域子育て支援センターや保育園の情報コーナーの充実を図ったり、区役所のロビーに子どもに関する情報を一元化して区民へ提供する「子ども情報コーナー(仮称)」を設置するため調査・準備等を行なった。	子どもの情報を関係機関・団体・区民の方から定期的・継続的に提供をうけられるシステムづくり。	ホームページへの子どもに関する情報の掲載の充実を図る。また、子どもの情報を調査・整理し、コーナーで区民に一元化して提供する。また、資料化して活用できるようにする。	麻生区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
子育てネットワークづくりの推進	子育て関係機関、団体、住民等が連携し、地域における子育てネットワークづくりや世代間交流を推進します。	川崎区子育て支援関係機関連絡会を年間6回開催し、機関連携を図り、2月に「市民から期待される子育てネットワーク」と題した研修会を開催した。11月「第5回川崎区子育てフェスタ」を区内関係機関から構成した実行委員会を設置して開催した。また、6月区内の関係機関・施設の長で構成する「川崎区こども総合支援連絡会議」を設置し、5回の会議を開催し、課題の共有化を図り解決策を協議した。関係機関の協力を得て、10月に「異年齢児交流事業」、2月に「保育園と小学校教諭の意見交換会」を開催し、関係機関の連携を図った。	児童虐待の相談数、軽度発達障害や知的障害児、日本語指導や文化の指導を必要とする外国籍児童の増加など課題が出され、幼児期と就学後の連携強化が必要である。地域支援の構築を図る。	子育て支援関係機関連絡会への参加機関の拡大と子育て支援ネットワークの体制、機能を強化する。また、関係機関と関係の市民活動団体で構成する(仮)川崎区こども総合支援ネットワーク会議を設置しネットワーク体制の確立を図り、地域の課題を検討する。	川崎区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
		「みんなで子育てフェアさいわい」を家庭教育推進協議会と共催により開催した。実行委員会には、区役所・市民館・社会福祉協議会のほか、地域教育会議・公立保育園・地域子育て支援センター・民生委員児童委員協議会・主任児童委員部会・赤十字奉仕団・更生保護女性会・ヘルスパートナー・ヘルスマイトが参加した。また、地域の保健・医療・福祉の関係機関、団体、市民が、「子育て支援ネットワーク」にテーマを置いて、様々な課題を検討・推進した。現代の子育て事情や区の子育て・子育て支援の状況などの情報交換、意見交換を実施した。	今後もこのような子育て支援関連団体との共催による事業実施が求められている。	区が一体となった子育て支援と区民交流の機会づくりの充実へむけ、開催について検討する。また、こども関連機関と調整し連携を図る。	幸区役所	地域保健福祉課
		保健福祉センターが中心に開催していた「子育て関連機関による連携会議」を拡大し、11機関からなる「中原区子育て支援機関連携会議」を4回開催し、子育て中の当事者をも入れたネットワーク会議開催に向けた準備を行った。	未就学児童の保護者や、関係者を対象とするネットワークを一緒にするのは無理がありそう。	平成18年度は、未就学児の保護者等を対象にした「子育てネットワーク」と未就学児以上の児童等を対象とした「こども支援ネットワーク」を別々に、同時に立ち上げる。また、それぞれの交流の場として、「なかはら子ども未来フェスタ」を開催予定。	中原区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
		区内の主任児童委員、保育園、幼稚園、自主サークル、地域教育会議等の代表者で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を設置し、概ね月に1回会議を開催して、各機関等有する情報の共有化、抱える課題に向けた検討を行なった。世代間交流についても、保育園児と地域の高齢者・小学校児童のふれあい活動が行われている。	地域の自主的・自発的な活動の継続への支援が必要である。	各団体等との連携を強化する中で、参加と協働のより一層の推進を図る。	高津区役所	こども総合支援担当
		地域の老人クラブ、主任児童委員、公立保育園、社会福祉協議会が連携し、平老人いこいの家にて、世代間交流「ひだまりニコニコ」を平成17年9月より2回開催した。平成17年度に宮前区子ども安全・安心協議会を、『宮前区安全・安心まちづくり推進協議会』の部会として設置した。このもとで、平成18年度は、小学校区ごとの子ども安全・安心協議会を設置し(平成18年9月現在17小学校区のうち13小学校区で設置)、小学校の下校時など地域における子どもの防犯、安全のため、学校、PTA、町内会・自治会、防犯部、青少年指導員、老人クラブ、わんわんパトロール等による連携・協働した取組を進めている。	地域により対象となる子育て中の親子の参加が少ない。地域により、使用可能な会場の確保が難しい。また、地域の特色を活かした無理のない自主的活動を継続的に支援していく必要がある。	市民館との連携を図り、「家庭教育学級」と連動させ、継続的に世代間交流を行い、人間関係が深まるように開催することを検討中。また、内容の充実と実施回数を増やし、拡充を図る。小学校区ごとの代表委員を中心に連絡会議を開催し、取組情報や経験を意見交換・交流し、区内通信やHPで共有を図りながら地域での取組を推進する	宮前区役所	こども総合支援担当
		市民館が事務局になって、子育て支援会議を開催した。子ども支援関係機関、子育て支援団体、公立保育園、地域子育て支援センター等が2か月に1度集まり、情報交換を行っている。また、「たまたま子育てまつりに」協力した。	構成に必要なと思われる地域のこども支援機関・団体を見直す必要がある。	平成18年度も実施予定。	多摩区役所	こども総合支援担当
		平成17年度子育て関連ネットワーク会議の開催のために、区役所内関係各課と子育て関連事業の現状・課題の整理を行なった。その後、保育園・幼稚園・学校・地域子育て支援センター・社会福祉協議会等が加わり関係機関会議を開催し、区の子育てに関する5つのネットワークの課題を整理した。平成18年度に向けて、団体や子育てに関わっている区民の方も加わり、子ども関連ネットワーク会議の開催をした。	情報の提供と共有をし、ネットワークの課題を調整していくことが必要である。	麻生区子ども関連ネットワーク会議は定期的に開催の予定。平成18年度は大学・行政・地域の連携を図り、交流と次世代の学生の育成を支援する。	麻生区役所	こども総合支援担当

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当	
子育てネットワークづくりの推進	社会福祉協議会が実施する地域の子育て支援事業を促進します。	各区社会福祉協議会主催の地域子育て支援事業に対する補助金を交付することにより、各区で開催している子育てサロン事業、子育て関係者・団体等の交流事業、子育てに関する講座及び研修事業、調査・研究事業、啓発事業、情報提供事業、地域の子育てに関する団体のネットワーク化事業に貢献した。	各区こども総合支援担当が行う事業との連携が重要になる。	継続実施する。	健康福祉局	こども計画課	
		現状では社会福祉協議会が実施する地域の子育て支援事業には直接的支援はない。	社会福祉協議会が実施する地域の子育て支援事業については「子育てボランティア養成事業」があるが、情報の共有化が未実施である。	「子育てボランティア養成事業」について区内の共有化を図る。	川崎区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	
		第2回プラザまつり（世代間交流）11月実施。幸区子育てガイドブックの作成。	連携の必要性。	区内の子育て支援事業に関して、連携の推進を図る。	幸区役所	保健福祉サービス課	
		保健福祉センターの保健師が開催した「子育てグループ交流会」の後、内容が重ならないように、社会福祉協議会主催の「子育てグループ活動紹介の集い」の開催に協力した。	今後立ち上がる子育てネットワークとの調整が必要。	今後も協力して実施予定。	中原区役所	保健福祉サービス課	
		社会福祉協議会主催の「児童委員活動強化推進委員会」に出席し、区内の子育て支援について協議し支援の実施に協力した。	特に民生委員・児童委員との連携・協働の推進を継続していく。	区内の子育て事業に関して社会福祉協議会との連携に努めていく。	高津区役所	こども総合支援担当	
		民生委員、主任児童委員、社会福祉協議会の共催による「地域交流会」を3回開催した。ここに保健福祉サービス課の保健師、保育園園長とともに参加し、子育て支援関係者等との情報交換を行い、支援に協力した。	区こども総合支援担当が開催する会議等と内容等の重複をしないよう調整が必要である。	今回のつながりを生かして、身近な小地区単位での開催により、交流を継続的に実施し、内容の充実を図る。	宮前区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	
		社会福祉協議会が行っている子育て支援事業に対して、情報交換を行ったり、協力関係を持ったりして支援した。	子育て支援について、連携をさらに深める必要がある。	今後も情報交換を行いながら、協力関係を継続していく。	多摩区役所	こども総合支援担当	
		区社会福祉協議会・柿生地区・麻生東地区社会福祉協議会でそれぞれ子育て支援事業を実施している。こども総合支援担当は、麻生区社会福祉協議会子育て支援部会の会議に出席し、事業の検討、実施協力をしている。麻生区内の子育て関連グループの状況調査を協同で実施し、まとめ、その調査を元に、子育てサークル代表者会議を実施した。	自主サークルの代表者が毎年変更になるサークルが多く、調査の継続と代表者会議の要望の把握が必要である。	会議に継続参加し、平成18年度の計画・事業を協力実施する。	麻生区役所	こども総合支援担当	
		地域において、子育て中の人にあいさつなどの声掛けをし、子育てを温かく見守る地域活動を促進します。	川崎区地域緊急連絡網を設置し、こども関連機関へ不審者等の情報を発信している。市民活動団体「すくすくかわさきっ子」のブログから会員に向け、配信している。	地域において、子育てを温かく見守る地域活動活動はなされているが、区としての具体的な取り組みがなされていない。	こども総合支援ネットワーク会議の特出し課題として、こども安全部会を立ち上げ、対策を検討する。	川崎区役所	こども総合支援担当 地域振興課
		保健福祉センターを中心に11団体・4機関による「地域保健推進会議」を3回開催した。学齢期の子どもと体の健康づくりをテーマに「支えよう地域の子らを」をスローガンに、絆づくりや声かけ活動を推進した。また会議の内容を地域の人々に知らせるために、会議のメンバーがばネリストとなり、「思春期の子ども」をテーマに、小学校を会場のパネルディスカッションを実施した。	地域保健推進会議は、平成17年度で終了となるため、2年間の活動を「子ども支援ネットワーク」に継続していく。	子ども支援ネットワークの立ち上げに、区内の様々な機関・団体・区民の協力を呼びかける。	中原区役所	こども総合支援担当 地域保健福祉課	
区内小学校にアンケート調査を実施し、安全の取り組みの実態調査を行なった。その資料を参考に、「麻生区子ども安心ネットワーク協議会」を開催し、子どもの地域での安心についてのネットワーク化を図った。	地域と学校の協力・連携体制の構築。	個々の地域や学校のニーズに合わせて区として対応できることへの取り組み。	麻生区役所	こども総合支援担当			
地域の中で、市民の自主的な活動による子育て交流会等への支援を充実します。	川崎区内の子ども関連機関（教育文化会館・プラザ、こども文化センター）やマンション集会所で子育てグループが活動している。保健師、栄養士等の派遣要請がある場合は派遣している。	現状では活動場所も確保されている。区内には区全域を網羅する活動団体が少ない。	区全域を網羅する活動団体の育成に向けて、関係機関の会議で情報を収集し、課題・ニーズの把握に努める。	川崎区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課		
幸区内子育てグループ交流会及び子育てグループ講習会への支援を実施した。また、「日吉地区赤ちゃん相談ボランティア研修会」の開催や、地区子育てグループに対する支援を実施した。	平成17年度は地域保健福祉会議及び魅力ある区づくり事業を核としネットワークの構築を図った。それにより、区内子育て関連の組織の連携が密になり具体的な活動に結びつけることができるようになった。今後はこの積み上げられた連携を継続し、区内の子育て支援の充実をはかる仕組みを定着させることが課題となる。	区内の子育て支援の充実をはかる仕組みを定着させる。	幸区役所	保健福祉サービス課			
保健福祉センター保健師が、中原区内子育てグループ交流会を、3か所のこども文化センターを会場として実施した。グループの活動状況紹介や情報交換等により、それぞれのグループのスキルアップを図った。	子どもに関わる様々な機関や団体が実施している研修会等の調整も必要。	子育てネットワークを立ち上げ、子育てグループ同士の交流の場として「なかはら子ども未来フェスティバル」を開催予定。また子育てグループの活動をしている人たち向けの研修会等も計画する。	中原区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課			
自主的な活動による子育てグループが実施する「子育て講座」や「子育て交流会」に、地域子育て支援センター職員や保育園の保育士、栄養士等を派遣し、支援を行った。	講座等の調整・充実と子育てグループ同士の連携体制の構築が必要である。	子育てグループのニーズを把握し、子育て支援の充実を図る。	高津区役所	こども総合支援担当			

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子育てネットワークづくりの推進	地域の中で、市民の自主的な活動による子育て交流会等への支援を充実します。	区内の子育てネットワークが月1回7か所にて主催する「赤ちゃん広場」等へ保健福祉センターの保健師、公立保育園の保育士等を派遣し、子育てに関する相談や助言を行うとともに、遊びの提供等による支援をした。	活動継続のためのグループリーダー育成に対する支援が課題である。	自主保育グループ等との交流を拡充するとともに、グループのニーズ等を把握し、支援を広げる。	宮前区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
		子育て支援グループとの懇談会を開き、情報交換を行ったり課題の把握を行ったりした。	自主的な子育てサークルとの連携強化を図る必要がある。	子育て支援グループとの連携により、自主的な子育てグループに対する支援のあり方を検討したり、交流が深めたりする。	多摩区役所	こども総合支援担当
		「親子ハーモニーランドinあさお」の主催する活動を保健福祉センター、市民館、区社会福祉協議会、地域子育て支援センター、こども総合支援担当等との協働で支援をした。企画委員会を年11回開催し、学習会・交流会を6回実施、ハーモニーランド通信を3号作成し区民配布、「子育てガイドinあさお」の改訂版の発行や、「子育てマップ」を2部構成1,000部配布した。	子育て中の親子と行政・関係機関・団体の協働作業で、区民ニーズに沿った活動を展開しているが、子育ては年齢と共に学校等に移行していき、メンバーの確保と継続が課題である。	市民の自主活動のネットワークへの支援。ハーモニーランドinあさおとしては、平成18年度計画に沿って子育てガイドの改定等を実施していく。	麻生区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
子育てサークル活動などへの支援	こども文化センター等における活動場所の提供や保健福祉センター等による講師の派遣などを行い、子育てグループを育成します。	子育てグループに対して、活動の提供等を実施した。なお、施設によっては、団体利用にとどまらず、保健福祉センター及びこども総合支援担当等と連携し、乳幼児の保護者の交流や相談活動などを実施した。	各区の保健福祉センター及びこども総合支援センターと連携の充実を図る。	引き続き、利用の促進を進めると共に、関係局と連携を図っていく。	市民局	青少年育成課
		地域において親自身が協力して子どもを保育する地域子育て自主グループへ活動費を補助することにより、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力を高めます。	申請団体の活動所在区に偏在がある。申請補助団体の拡充を図るため、自主グループの子どもの構成範囲を見直し、より多くの団体が活用できるように要綱の見直しを行う。	平成18年度から子育て自主グループ支援事業補助金交付要綱を改正する予定。在宅子育て世帯への支援を充実させる。	健康福祉局	こども計画課

(3) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当	
青少年の健全な育成環境の形成	青少年関係機関・団体、関係業界、行政が一体となって、青少年の社会環境健全化に取り組む、青少年の健全な育成環境推進事業を推進します。	平成17年7月に改正施行された県青少年保護育成条例の周知を図るため、7月（JR川崎駅）、11月（JR武蔵小杉駅）に、街頭キャンペーンを実施するとともに、地域における様々な会議等で啓発用リーフレットの配布を行った。また、各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業説明及び情報の共有を図った。	県青少年保護育成条例の改正内容を小・中学生の保護者へ積極的にの啓発することが必要である。	引き続き改正された青少年保護育成条例の周知や啓発活動を行う。	市民局	青少年育成課	
		少年補導員への支援を行い、地域における青少年の非行の防止を図ります。	各警察署が所管している少年補導員活動に対して、補助金を交付し、活動の支援を行った。	各警察署との連携を深め、各地域の実状に合わせた支援が必要である。	引き続き補助金を交付し、活動の支援を行う。	市民局	青少年育成課
青少年育成団体活動の推進	青少年育成連盟への支援を行い、青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体の活性化を図ります。	青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体活動の活性化を図るため、青少年育成連盟への支援として補助金を交付した。	各団体の構成人数が減少の方向にあるため、青少年団体活動参加について、啓発活動が必要である。	引き続き、青少年育成連盟への支援を行う。	市民局	青少年育成課	
		青少年指導員に支援を行い、地域社会で青少年の育成活動の推進を図ります。	地域における青少年健全育成の推進の取組として、地域巡回パトロール活動を実施した。また、PTAとの情報交換会を開催し、地域巡回パトロール活動での情報の共有を図った。	地域巡回パトロール活動情報交換会を各中学校区ごとに開催するなど、より地域に密着した形で行っていく必要がある。	引き続き、情報交換会を開催し、中学校区への開催拡大を図る。	市民局	青少年育成課
		青少年の社会参加・啓発を進めるため、川崎市青少年育成推進委員会が実施する青少年健全育成事業（青少年フェスティバル等）を推進します。	青少年育成推進委員会に委託している青少年フェスティバル及び成人の日を祝うつどいの企画立案・実施協力等を青少年ボランティアが行い、社会参加の促進を図った。また、行事への啓発活動を行なった。	青少年フェスティバル及び成人の日を祝うつどいは青少年が主役の事業であり、より多くの青少年の参加を促し、広く市民にも活動内容を知ってもらうため、さらなる広報活動を推進し支援していくことが必要である。	青少年ボランティアの参加をより促進するため、広報活動等の充実を図り、青少年育成推進委員会事業を推進する。	市民局	青少年育成課
	地域青少年活動の活性化を図るため、子ども会等が行う少年団体のリーダー養成事業への支援を図ります。	川崎市子ども会連盟に事業を委託し、各種研修事業においてジュニアリーダー・シニアリーダー等の養成を図った。	受講生の参加率を上げるため、より充実したプログラムによる研修が必要である。	引き続き、リーダー養成のための研修の充実を図り、地域における青少年活動の活性化を図る。	市民局	青少年育成課	

基本目標4 親と子の心とからだの健康づくり

(1) 安心できる妊娠と出産

推進項目	内容(は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
妊産婦の健康診査・健康相談等の充実	母子健康手帳交付時の相談体制や母子保健サービスの情報提供の充実を図り、安心、安全な妊娠期を過ごせるように支援します。	母子健康手帳交付時には、保健福祉センターの活用や、身近な地域での子育てサービスの情報提供をするとともに、保健師や助産師がアンケートをもとに、妊婦と面接し妊娠中の生活等についてのアドバイスや相談をし、必要な方には、継続支援を行なった。	安心・安全な妊娠期が過ごせるように、市民が使い易くわかりやすい広報の工夫をするなど情報提供の充実を図る必要がある。	ホームページの開設など、より一層の充実を図っていく。	健康福祉局	こども家庭課
	妊産婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査における相談を充実します。	母子保健運営協議会での検討や医師会との連携を図り妊婦が相談しやすい体制整備に努めてきた。	医療機関との協力連携の推進をしていく必要がある。	引き続き協力連携を推進していく。	健康福祉局	こども家庭課
	う蝕や歯周病に罹患しやすい妊娠中におけるブラッシング指導の充実を図ります。	ブラッシング指導について、乳幼児健康診査で33回、保健指導で46回実施し、健診、保健指導とも395人の参加があった。	事業の実施回数が各区平均月1回のため、予約が取れない。妊婦の体調不良・日程が合わない等、希望月に受診できない場合がある。	妊婦に対する歯科保健については、本人のみならず生まれてくる次世代へも影響を及ぼすため、今後も引き続き継続していく。	健康福祉局	健康増進課
両親学級の充実	夫や就労している妊婦の受講促進のため、土曜、日曜や夜間に開催します。	市看護協会に委託実施しているプレバママ教室は開設6回、受講者272人で内訳は初妊婦137人、父親135人であった。また、教室0Bによる自主グループも誕生し、子育て支援の充実につながっている。	安心、安全な出産や順調な子育てのために、父親の育児参加促進は今後もますます重要な課題でありさらなる充実強化が求められる。	平日参加できない妊婦や夫のために、土日・夜間開催であるプレバママ教室の充実を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	両親学級において、禁煙指導や食生活に関する指導を強化します。	ニューファミリー育成事業における禁煙教育の充実により、妊娠を機に妊婦や夫に対する禁煙や受動喫煙の減少を進めた。さらに望ましい食生活についても教育の充実を図った。	親子の健康づくりのスタートとして、妊娠を機に望ましい食習慣や禁煙指導の充実強化が求められる。	引き続き、運動や休養も合わせて、両親学級での教育の充実を図っていく。	健康福祉局	こども家庭課
不妊治療への対応	治療費が高額となる特定不妊治療の費用の一部を助成することで不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施します。	川崎市特定不妊治療費助成事業を、平成17年10月事業開始し、162件の助成を実施した。	国は平成18年度より現行2年の助成期間を5年に延長する方針を出しているため、今後の国の動向に注視し制度の充実と安定化を図っていく必要がある。	引き続き充実強化を図っていく。	健康福祉局	こども家庭課
	不妊に伴う悩みに対する相談支援体制の強化を図ります。	女性コーナーにおける産婦人科医師や助産師による相談支援の充実を図った。	不妊に伴う悩みは深刻で複雑であり相談支援体制の充実強化が求められる。	引き続き充実強化を図っていく。	健康福祉局	こども家庭課

(2) 親と子の健康づくり

推進項目	内容(は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
健康診査・育児相談・地区活動等の充実	健やかな発育、発達支援のため、乳幼児健康診査や育児相談等子育て支援の場としての機能の充実を図ります。	健診の受診率は、3か月児健診は98.4%、1歳6か月児93.3%、3歳児90.2%と前年実績を上回り、各場面において子育て支援の充実に向けた。育児相談も盛況で延べ9,000人程の利用があった。	限られた時間で、いかに効果的で満足度の得られる健診にするかを、検討していく必要がある。	子育て支援対策としてより一層の充実強化を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	保健福祉センターの各事業や地区活動において、親子が集える場づくりや子育ての仲間づくりを推進し、育児不安の軽減や親子の孤立を防止するよう努めます。	子育てセミナーは開設59回、参加実数2,434人であった。また、地域の子育てグループについては113グループに支援している。さらに外国籍母子に対する育児教室では開設31回、参加延数317人など幅広く子育て支援活動を実施した。	育児不安の軽減や孤立防止を図り、子育てがしやすい地域を旨として今後も充実を図っていく必要がある。	引き続き、他事業や地区活動の連携を図りつつ、充実していく。	健康福祉局	こども家庭課
家庭訪問指導の充実	虐待等の未然防止のため、各健診時や家庭訪問等で、養育支援の必要な対象を早期に把握し、的確にフォローする体制を充実します。	11月より要支援家庭に対する家庭訪問事業を開始し子育て支援の充実強化を図った。訪問件数183件。	適確に判断支援していくために、訪問指導員のスキルアップのための研修会の充実や組織的なバックアップ体制整備などが必要。	今後ますます本事業の重要性は増すと考えられ、平成18年4月に設置される「こども家庭センター」事業として、移管される予定であり、より一層の充実強化を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	妊娠中毒症予防訪問、新生児・未熟児訪問、家族計画指導訪問等を適切な時期に適切な方法で行い、個別のニーズに応じた支援を進めます。	妊娠中毒症予防訪問17件、新生児訪問5,819件、未熟児訪問663件、家族計画指導訪問5件であり、必要に応じて継続支援を行なった。	個別のニーズに応じたきめ細かな支援ができるように、他事業や他機関との連携を図りながら、訪問指導の充実が求められている。	引き続き充実を図る。	健康福祉局	こども家庭課
母子保健教室の充実	児童虐待予防のため、育児不安をもつ母親や子どもとの関係がうまくいかない母親のための教室を充実します。	教室は、開設156回、参加実数309名、延1,278名と、前年度を上回る利用実績があった。各区ともグループカウンセリングに加え、個別の支援方法を組み合わせ実施し、又、スーパーバイズを有効に活用しながら、事業の効果的な運営に努め、虐待の未然防止や支援の充実を図った。	育児不安・負担を軽減し、孤立を予防することで、虐待の発生予防、進行予防に対する本事業の役割を充実強化していく必要がある。	虐待の未然防止を図るため、今後さらなる充実強化をすすめていく。	健康福祉局	こども家庭課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
母子保健教室の充実	乳幼児期からの健康づくりを推進するため、遊びや食生活、生活リズム等の大切さを体験学習するちびっこ健康教室を充実します。	教室は、開催352回、参加6,408人、参加延数12,112人であり、子どもの健全な成長発達を促すよう支援を行なった。	健康づくりの学習のみならず、発育・発達の経過観察や支援の場としての機能も求められている。	乳幼児健診や訪問、相談活動などの有機的な連携をしながら、今後さらなる充実強化を図っていく。	健康福祉局	こども家庭課
	子どもの不慮の事故防止や家庭用品安全対策についての知識の普及・啓発を図ります。	販売店等の監視指導（307施設）及び家庭用品試買等試験検査（総検査数 340件、うち乳幼児用繊維製品検査数 160件）を実施し、外国製の乳幼児用繊維製品の違反を5件発見した。また、離乳食教室（20回、472人）を通じ、乳幼児の保護者に対し家庭用品の表示や誤飲誤食事故の防止対策等家庭用品に関する正しい知識の普及啓発を行った。	外国製の乳幼児用繊維製品の違反が後をたないため対策の強化及び根本的解決の手法を考える必要がある。また、法の規制対象外の家庭用品及び有害物質による健康被害発生も危惧されるため注意する必要がある。	引き続き、外国製の乳幼児用繊維製品を中心に試買等試験検査及び販売店等への監視指導を実施する。また、様々な機会をとらえて消費者に対し家庭用品の適正な使用方法等に関する啓発活動を強化し、健康被害に関する積極的な状況把握に努める。	健康福祉局	生活衛生課
「食育」の推進	「食育」を地域社会全体で推進していくため、保健や教育等をはじめとするさまざまな分野が連携し、乳幼児期からの食に関する学習の機会や情報提供を推進します。	庁内関係部署による「（仮称）食育推進検討会」の設置に向け、準備作業を行なった。	食育に関する行動計画を総合的に検討していくため、庁内関係部署や関係団体への相互理解を十分に深めることが必要。そのために、食育担当部署の設置等が必要と思われる。	平成18年度中には、庁内関係部署による「（仮称）食育推進検討会」を開催予定。また、平成19年度には、食育関係団体を含めた「川崎市食育推進会議」を設置し、検討する予定。	健康福祉局	健康増進課
	家族の健康と食生活についての基礎づくりをするため、「食と健康教室（離乳食・幼児食教室）」や「母と子の食生活共同体験事業」等の教室の充実を図ります。	食と健康教室268回、延べ6,165人受講、母と子の食生活共同体験事業21回、延べ699人が受講した。各区役所保健福祉センターを中心に、講話や調理実習、試食を通じた事業を展開した。	「かわさき健康づくり21」の目標にある、朝食の欠食率の改善に関して、食習慣が形成される幼い時期からの食教育が重要となる。食と健康教室、母と子の食生活共同体験教室の内容を充実させることにより、食育の推進を図る。食生活改善推進員（食生活改善のためのボランティア）等と連携し、幅広い年齢を対象とした地域活動を強化し、地域ぐるみの食生活改善への取組みが重要となる。	引き続き教室を実施。乳幼児期からの食教育を進める。別事業として提案している「食育推進検討会」の中でも検討をする。	健康福祉局	健康増進課
歯科保健の充実	生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる乳幼児期のむし歯を予防するとともに、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、健診と保健指導を充実します。	1歳児歯科健診81回、予防処置280回、定期歯科健診222回、親子の歯科教室55回、1歳6か月児健診239回、3歳児健診228回、歯の健康教室279回、育児相談106回、衛生教育35回、その他239回開催し、健診および保健指導で48,740人の参加があった。	予防処置は年間280回開催しているが、2歳までの年齢制限と1人1回限りの処置となっている。生涯を通じて健康な歯を保つためには、かかりつけ医師との連携および保健指導の強化、受診者の制限の緩和など予防処置が積極的に受けられる環境づくりが課題である。	引き続き、乳幼児期からの継続したう蝕予防のために歯科健診および保健指導を推進していく。	健康福祉局	健康増進課
外国人に対する母子保健サービスの充実	外国人の親子に対して、外国語版母子健康手帳の無償配布や外国籍育児教室、通訳ボランティアの派遣等による支援を充実します。	外国人の親子に対して、外国語版母子健康手帳の無償配布を行った。外国籍育児教室は、川崎、高津、宮前の3区で実施した。その他、自主的に活動している外国籍母子グループへ援助を行なった。	外国籍母子の方も安心して子育てできるように環境づくりをしていく必要がある。	子育て支援として今後も継続実施。	健康福祉局	こども家庭課
周産期・小児救急医療体制の充実	症状の変化しやすい小児の初期救急に対応するために、小児急病センターの充実を図るとともに、中部地区のあり方を検討します。	南部小児急病センターにおける取扱患者数は、約14,200人。また、北部小児急病センターにおける取扱患者数は、約12,500人であった。	南部小児急病センターは病院併設型として実施しているが、小児科医師数の不足により、診療の一時停止または患者の長時間待ちが生じている。また、中部地域については、小児急病センターが設置されていないため、中原区、高津区の患者が利用しづらい現状にある。	引き続き、南部小児急病センターにおける小児科医師の疲弊解消にむけて、地域の医師の参加の調整を図る。また、中部地域においては、参加できる医師の数にも限りがあるので、近隣病院と連携した体制等を検討する。	健康福祉局	地域医療課
	妊娠・出産時における生命の安全を確保し、周産期救急医療の充実を図るため、切迫早産、胎児以上などのリスクの高い妊娠・分娩・新生児に対して24時間体制による総合的周産期母子医療センターの設置を促進します。	平成17年度、既存の施設を増床する形で、総合周産期母子医療センターの開設を予定していたが、当該年度計画断念をした。	市内における周産期救急医療の受入体制が充分でなく、市外の医療機関で受入で対応するケースが生じている。	総合周産期母子医療センター整備を目指し、平成18年度において、新生児集中治療室設備整備事業により、3床の増床予定。	健康福祉局	地域医療課
アレルギー対策の充実	アレルギーをもつ子どもの健康増進のため、アレルギー相談を充実します。	各区役所保健福祉センターにおいて、年12回程度実施し、全市で85回実施した。	今後、アレルギーについては食物アレルギーをはじめ、ハウスダストなど様々な要因で増加が見込まれる。国においてもアレルギー対策の方向性を打ち出しており今後の国の動向を注視していく必要がある。	近年、市民のアレルギーに関する関心が高まっており、当事業の継続・充実を図っていく。	健康福祉局	環境保健課
	ぜん息児キャンプや水泳教室を通じてのぜん息児の健康回復・増進を図ります。	ぜん息児水泳教室は5月9日～7月11日の間、毎週月曜日全10回実施した。あおぞらウェルネスは、7月27日～7月30日（3泊4日）にハケ岳少年自然の家で実施した。	参加者に対する、ぜん息以外の疾病への対応や医療関係スタッフの安定的な確保が課題である。	本事業は小児のアレルギー対策として有効であり、今後も継続実施していく。	健康福祉局	環境保健課
	アレルギー講演会等によりアレルギー疾患に対する正しい知識を普及します。	アレルギー講演会を1回、知識普及講演会を2回、ぜん息児健康回復教室（2日1コース）を3コース、ぜん息等アレルギー疾患職員研修会（2日1コース）を実施した。	アレルギーについて様々な情報が氾濫しており、より正確な知識の普及が必要である。	近年、市民のアレルギーに関する関心が高まっており、当事業の継続・充実を図っていく。	健康福祉局	環境保健課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
予防接種事業の推進	乳幼児の定期予防接種対象疾病について、正しい知識の普及啓発と接種勧奨による感染症の発生及びまん延の防止を図ります。	法令の改正により平成18年度からの麻しん、風しん予防接種の対象年齢等の大幅な変更について、影響を受ける者に対する個別通知、ちらし配布などによる周知徹底を行った。	平成17年5月から、日本脳炎予防接種について積極的勧奨の中止措置が取られており、再開の際にはその対応について検討を行う必要がある。	引き続き、正しい知識の普及啓発と接種勧奨による感染症の発生及びまん延の防止を図る。	健康福祉局	疾病対策課

(3) 思春期の保健対策の充実

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
思春期保健相談教育の充実	本人、家族が相談しやすいように、相談機関の広報の強化や体制の充実を図ります。	電話相談については区保健福祉センターで随時、及び男女共同参画センター内に設置しているホットラインで毎週土曜日午後1時～5時まで実施。相談件数は905件。面接相談は、区保健福祉センターで随時実施し、115件の実績。ホットラインについては疾病対策課のHIV啓発用カードに掲載し、学校や相談機関に配布するなど、広報の充実を図った。	思春期の心とからだの問題や性や性感染症に対する正しい知識の普及等を図るため家庭、学校、地域等における相談体制の充実が求められている。	思春期の電話相談の一部（ホットライン）は18年4月に設置される「こども家庭センター」の事業として移管され、ヤングテレフォン事業等と一元化し充実強化される予定。	健康福祉局	こども家庭課
	心の問題への対応を充実するため、保健福祉センター、精神保健福祉センター等の関係機関の協力連携を推進します。	個別ケースの相談等で関係職種や他機関との協力連携を図り、支援の充実を図った。	喫煙、飲酒、不登校、ひきこもり、思春期やせ症など思春期特有の心の問題への対応の充実が求められている。	保健福祉センター、精神保健福祉センター、学校等、関係機関の連携をより一層強化していく。	健康福祉局	こども家庭課
	性に関する健全な意識の醸成や性感染症予防に関する正しい知識の普及等を図るため、保健福祉センターと学校等が連携し、本人や保護者への思春期保健健康教育を推進します。	学校等との協力連携により、生徒や保護者に対し、思春期の心と体、性・性感染症、命の大切さなどの健康教育を実施した。開催30回。参加者3,108人。	生命の尊さや自分自身や相手を大事にすることを学び、性に対する正しい知識を持ち健全な大人になるように教育の充実を図る必要がある。	さらなる関係機関の協力連携を推進し充実を図る。	健康福祉局	こども家庭課
		平成16年6月、学識経験者に武川行男氏を迎え、川崎市教育委員会並びに川崎市総合教育センター指導主事を中心に「川崎市立学校性教育検討委員会」を立ち上げ、平成16・17年度と2年間をかけて性教育の理論研究、学習活動案の立案及び全10回にわたる検証授業を行ない、平成17年度末には性教育の教師用引き「川崎市がめざす性教育の考え方・進め方」の発行した。	本冊子については、各学校に配付済みであるが、活用の方法、性教育の推進にあたっての留意事項等、機会を捉えさらに周知徹底を図る必要がある。	各学校における本冊子の活用を推進する。	教育委員会事務局	健康教育課 総合教育センター カリキュラムセンター
エイズ対策の強化	エイズの感染防止の正しい知識等の普及啓発や相談、検査の充実を図ります。	学校における講演会の開催は、教育機関と各区保健福祉センターとの協力体制のもとに実施。対象が小学校から中学・高校まで広がり生徒・父母や教職員への普及啓発を図っている。平成18年3月末現在、エイズ等性に関する衛生教育実施校19校、小学生から大学生まで参加者3,020名。	若年者のHIV感染報告が全国的に増加している傾向があり、家庭・地域・学校への取組みを強化する必要がある。	イベントの開催や広報媒体活用・学校への情報発信を継続する。また、検査の受けやすい利便・休日の体制をすすめていく。	健康福祉局	疾病対策課

基本目標5 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

(1) 家庭や地域の教育力の向上

推進項目	内容(は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
家庭教育の充実	子どもへの理解を深め、親の役割や家庭のあり方、地域の課題に関して学ぶ機会を提供し、親としての成長を支援するため、教育文化会館・市民館における家庭教育学級の充実を図ります。	家庭・地域教育学級は、教育文化会館・各市民館・分館にて15学級(長期8・短期7)実施した。保育付学級を開設し、子を持つ保護者が参加できる条件整備を図った。平日の開設が多く、子をもつ母親を対象にした学級が多いが、プログラムの中に土曜日の回を設け父親の参加の機会を設ける工夫を行った。	父親の家庭・地域教育学級参加の拡大を図る必要がある。	子をもつ保護者の不安や悩みを解消できるよう知識を深める学習機会を提供するとともに子育てをはじめ地域の課題は地域全体で支え合い解決できる能力を培う学習を展開している。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	子育て期の親の学習を支援するため、教育文化会館・市民館主催事業に保育を併設します。	教育文化会館・市民館・分館における「識字学習活動」「家庭・地域教育学級」「男女平等推進学習」「市民自主学級」「市民自主企画事業」等においてボランティアによる保育を実施した。また、保育事業に関わるボランティアへの研修も教育文化会館・市民館・分館において開催した。(8館実施)	館によってはボランティアの数が不足している。また、ボランティアとの協働で事業を行っているため、コミュニケーションを十分取り事業の目的等を理解してもらい協力して保育を実施していく必要がある。	子育て中の保護者の学習の場の保障として保育を併設するとともに、保育に関わるボランティアの養成を行う。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	PTAや自主グループによる、家庭教育や子育てに関する学習活動を支援するため、委託家庭教育学級の充実を図ります。	PTA家庭教育学級...身近な地域で同じ学校に通う子を持つ保護者を対象に家庭教育に関する学習会を小学校PTAを中心に養護学校や中学校で実施した。(小学校102PTA、中学校2PTA、養護学校1PTA)自主グループ家庭教育学級は、地域の子育てグループや支援団体による家庭教育学級を全区で実施した。(8グループ)子育て支援啓発事業は、子育てに関する身近な情報の資料作成(マップや冊子)や交流・ネットワーク・仲間づくりを図るための集会・情報交換会・イベントを全7区で実施した。	PTA家庭教育学級については、現在、小学校・養護学校のPTAが実施しているが、家庭教育に関する学習機会の提供としては、幼稚園・保育園、中学校のPTAも含め拡大していく必要がある。	学齢期の子を持つ親や保護者にとどまらず、乳幼児を持つ親に対する学習機会の充実を図る。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
地域の教育力の向上	子育て支援に関する施策を行う関係機関の連携会議や、連絡会議を開催するとともに、協働して子育てフェスタ等を実施し、地域において子育てを総合的に支援します。	子育てフェスタ関係事業を6区で実施した。(1区は、社会福祉協議会と連携して実施)親と子が気軽に参加できる交流の広場としてフリースペースを実施した。定期的に場を提供し、親同士の交流ネットワークを進めた。また、区こども総合支援担当との連携の促進を図った。	教育文化会館・各市民館において子育て支援関係機関・団体連絡会議の開催をしてきているが、区こども総合支援担当でも、同様の会議を開催しており、連絡・調整して、さらなる連携の促進の必要がある。	子育てに関する課題は多く、区子ども支援総合担当と常に情報交換・連携を図って、地域の課題解決に努めていく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課 教育文化会館 各市民館
	地域や社会の課題解決に向けた市民の学習の場づくりや、学習・文化・芸術の振興や市民の交流・ネットワーク化を、市民と行政の協働によって進める、市民自主学級・市民自主企画事業などの市民参画事業の充実を図ります。	市民自主学級は、教育文化会館・各市民館・分館において、57学級実施した。また、市民自主企画事業は、教育文化会館・各市民館・分館において、13事業実施した。市民自主学級・市民自主企画事業とも市民参画事業であり、市民の企画提案に基づき企画提案において実施学級・事業が決定され、調整を図り実施している。	乳幼児期の親が子連れで事業の企画提案・運営をするにあたって、企画者の子どもの保育に関して、保育者の確保等の問題がある。	より市民の参画を得ながら、地域の課題解決を図っていく協働事業を推進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課 教育文化会館 各市民館 分館
	地域の教育に関する課題の解決に向けて、学校や関係機関と協働して取り組む、市民の自主的・主体的な組織である行政区・中学校区地域教育会議の活性化を図ります。	「教育を語るつどい」の実施、広報誌の発行、中学校区・行政区子ども会議の実施等を各地域教育会議で実施するとともに、川崎市地域教育会議推進協議会として、地域教育会議の検証と今後の活動の活性化に向けた仕組み作り等を検討した。また、昨年度より、「川崎市地域教育会議交流会」を実施し、地域教育会議間の交流と情報交換の場を提供した。	全市実施から9年を経て、それぞれの地域教育会議の活動に格差が出ているため、総じて活動を活性化する仕組み作りを行う必要がある。	各区に地域教育会議活性化予算を設け、地域教育会議の活性化を図る。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	地域社会のあり方などについて、子どもと大人と一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実させ、子どもたちの意見を反映した、地域社会づくりを推進します。	中学校区子ども会議として、中学校区地域教育会議の主催により、51か所で開催し、行政区地域教育会議の主催により、7行政区で開催した。子ども委員の募集、実施方法や実施回数は、それぞれの地域の実状に合わせて行なった。	特に子ども達への活動の周知と参加促進、同じく、子どもの意見表明権の保障として実施されている川崎市子ども会議との関係のあり方を明確にする必要がある。	各子ども会議で出された意見を地域や行政に反映される仕組みづくりをめざす。	教育委員会事務局	生涯学習推進課

(2) 幼児・学校教育の充実

推進項目	内容(は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
豊かな人間性の育成	子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重して生きる姿勢を育むための取組を進めます。	道徳教育の充実、体験活動(栽培・飼育など)等のいのちに触れる活動を全校で展開した。また、全校の人権尊重教育推進担当者を対象に「子どもの権利学習」の研修を実施し、各校での取組を強化した。	「子どもの権利に関する条例」の趣旨をさらに周知徹底するなど、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	各学校で道徳教育・人権尊重教育の充実に向け、子どもの権利に関わる「参加型権利学習」資料集の作成及び全教員への配布、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	読書活動や体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するための教育活動を充実するとともに、家庭や地域と連携して社会のルールを守る子どもを育成するための取組を進めます。	学校図書館を土曜、日曜、長期休業期間中地域に向け開放した。小・中15校において年間100日実施した。「かわさき読書週間」を設定(10月31日~11月13日)した。「かわさき読書の日のつどい」(11月6日・中原市民館)「読書のつどい」の開催(1月29日・宮前市民館)等による、子どもの読書活動の普及と広報を行なった。また、家庭向け読書啓発冊子「えほんだいき」を増刷して配布した。	学校図書館等における読書環境の整備・読書の楽しさを広める普及広報活動・読書活動推進における学校と行政の連携が必要である。	子どもの読書活動への理解を広めるために、家庭への普及広報や地域との連携を推進し、子どもたちの豊かな心の育成をめざす。	教育委員会事務局	指導課 生涯学習推進課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
豊かな人間性の育成	「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、これまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。	「子どもの権利学習派遣事業」では、小学校2～4年生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習を行う「CAPプログラム」の講師を小学校53校、143学級に派遣した。 また、子どもの権利学習資料として、小学校1年生「かがやき」15,700部、「はたらくひとびと」16,000部、小学校5年生「みんな輝いているかい」15,700部、中学校1年生「わたしもあなたも輝いて」15,700部、（それぞれに教職員用指導資料冊子を別刷りで配付）全児童生徒「相談カード」100,000枚の作成・配付及び人権尊重教育推進担当者研修会開催・全4回の必修研修で参加型権利学習のファシリテーターを養成した。	毎年、「子どもの権利学習派遣事業」を希望する学校が増加しており、効率的な事業実施が求められている。また、教育委員会総務部や市民局との緊密な連携が必要である。	引き続き、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進していくよう支援していく。	教育委員会事務局	人権・共生教育担当 指導課 総合教育センターカリキュラムセンター
健やかな身体性の育成	体力測定等を行うことで、子どもたちの体力・運動能力等を定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行うとともに、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機付け等を行うことで、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。	小学校では、平成16年度から「児童生徒健康・体力づくり推進事業」を各区1校を拠点校として実施しているが、この拠点校についてその取組みの成果を検証するために、引き続き新体力テストの対象校とした。調査報告書を例年より1か月早く発行し、小・中学校教員が参加している体育・保健体育合同研究発表会において考察結果を周知し、報告書の活用を促進した。また、今年度は、それぞれのテスト種目について、その種目の身体能力を向上させるための運動事例を例示して掲載した。（例 立ち幅とび「ケンケンバー」や「ケンケンでの鬼ごっこ・すもう」などの遊び、リズム跳び、川とびなどが効果的である。）	今年度より各小学校では、子どもたちが運動やスポーツに親しむための機会拡大と習慣化を目指し「子どもキラキラタイム」を実践していく。その一環として、新体力テストの実施校を増やしたところだが、抽出校以外の学校での、新体力テストに係る対応をどうするかが課題となっている。	中学校は、抽出校に独自に実施している学校を含め全校で実施しているが、小学校は、抽出校以外では実施校が少ない。自主的に実施する学校を増やしたい。	教育委員会事務局	健康教育課
	バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう「食に関する指導」を推進します。	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体で、文部科学省から配布された食生活学習教材等を活用しながら「食に関する指導」を行った。また、学校給食実施校においては学校給食を教材として指導に取り組んだ。	「食に関する指導」の校内における推進体制の整備が必要である。	「食に関する指導」を学校教育活動全体の取り組みとして活性化するため、教育委員会内でも調整を図るとともに、指導体制の確立、教育活動の検討、啓発活動の推進を図っていく。	教育委員会事務局	健康教育課
確かな学力の定着	生涯にわたって、学び続けるために必要な読み書きや正確に計算する力などの、各教科における基礎・基本の定着を図ります。	児童生徒の学習状況に応じた補充学習、発展学習を全校で展開した。	義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センターカリキュラムセンター
	子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を実施します。	学びの意義、学びの実感を与え、意欲・態度形成を重視した授業を全校で展開した。	義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センターカリキュラムセンター
	子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。	思考し判断する必要がある課題・学習場面の設定を重視した授業を全校で展開した。	義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センターカリキュラムセンター
	さまざまな活動場面において、言語はもとより、絵画、音楽、身体活動等による豊かな表現力を育成するとともに、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の向上を目指した取組を充実します。	各教科等における表現活動を重視した授業を全校で展開した。	義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センターカリキュラムセンター
	子どもたちの学習状況を正しく把握し、指導方法の改善等に生かすために学習状況調査を実施します。	小学校5年生を対象に国語、算数の学習状況調査と学習意識調査を全校実施（H17.11.30）した。また、中学校1～3年生を対象に国語、社会、数学、理科、英語の学習状況調査を実施し、さらに2年生を対象に学習意識調査を併せて全校実施（H17.11.17）した。	調査結果を指導方法の改善に生かすための取組が必要となる。	引き続き調査を実施し、データの蓄積と指導方法の改善に向けた取組を続ける。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センターカリキュラムセンター
	学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の修得など、小学校1年生に対する学習指導・児童生徒指導を充実させるために、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。	小学校1年生において少人数学級（神奈川県研究指定校H17は17校で、弾力化によるもの1校で計18校実施。）を実施した。また、少人数学級推進のため、6校に非常勤講師を配置した。	小学校1年生における少人数学級（35人以下）の全校実施に向けた取組が求められる。	市費非常勤講師の充実により、小学校1年生における少人数学級（35人以下）の全校実施を目指していく。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センターカリキュラムセンター
	基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導を充実します。	習熟度別学習（小学校69校・中学校20校）、課題別学習（小学校41校・中学校29校）、チームティーチング（小学校48校・中学校10校）を実施した。	学習状況調査の結果からは、個人差がかなり大きいことが読み取れる。	一人一人にきめ細やかな学習を保障するため、引き続き少人数指導等の取組を進める。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センターカリキュラムセンター

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
地域の教育力を生かした特色ある学校づくり	学校の裁量権の拡大や学校評価システムの導入など、各学校が自主的・自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕組みを整備します。	9校（小2、中2、高5）の研究実践校を指定し、望ましい学校評価システムの確立に向けた実践研究を行い、報告書の作成等を通して、その成果を広く還元した。	全校において学校評価を実施しているが、その方法や内容等についてはばらつきがあり、システムの改善と一層の充実が課題である。	平成18・19年度の2年間文部科学省の事業委託を受け、川崎市学校評価事業運営委員会を設置し、協力校6校とともに、川崎市における望ましい学校評価システムの在り方について実践研究を行う。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	学校教育に、地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもたちに伝達し、活力ある教育活動を展開します。	教育ボランティアをまとめる「教育ボランティアコーディネーター」を平成17年度から新たに112校に配置した。また、「NPO法人教育活動総合サポートセンター」に事業を委託し、子どもの学習活動や学校の教育活動を支援するために、学校の要請に応じて教育活動サポーター（退職教員、学生等）を48校に配置した。各校においては、各教科等における指導の支援や教育相談、教職員の研究・研修等に有効に活用している。	全ての学校の配置要望に応えられないのが現状である。	平成18年度については、平成17年度と同様に配置する。平成19年度以降についてはより多くの学校に配置できるように、検討を進める。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	地元の商店街や企業との連携による社会体験や就労体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育成します。	中学校の5日間の職場体験を市内において10校程度実施し、キャリア教育の推進を図った。中学生の勤労観・職業観を育成し将来の生き方によりよい支援を行うことができた。	市内における5日間の職場体験をしてくれる企業や事業所の開拓の難しさがある。今後職場体験を実施する学校において研究を図る。	2年目に入ったが、昨年度と同じように10校程度の学校で、5日間の職場体験について研究を深める。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	子どもや保護者、地域住民の意見や要望を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、学校教育推進会議の活動を促進したり、PTAとの協働関係を深めるなど、子ども・保護者・地域住民の学校経営への参加、参画の仕組みを整えます。	学校運営協議会の規則案の検討と策定を行なった。（平成18年4月1日施行）また、平成18年度、平成19年度の研究校を指定した。（小学校4校）	コミュニティスクールの内容についての共通理解、学校運営協議会の権限に対する考え方。	研究結果をもとに、研究指定校を増やす。	教育委員会事務局	指導課
	義務教育期間の9年間や中学校・高等学校の6年間など長期的な視点で教育活動の展開をはかることで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性をもたせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を実施します。	幼小連携1、小中連携8（各区）、中高連携1、高大連携2の計12の推進校ブロックにおいて、子どもの成長段階に即した望ましい校種間連携の在り方について実践研究を行った。小中連携教育推進校ブロックのうち、4ブロックは平成17年度で研究が終結し、研究報告会の開催や報告書の作成等を通して、その成果を全市に還元した。	現在は学校行事等における児童生徒の交流を中心に連携が進められているが、今後は各教科等を中心とした教育課程編成に関する連携を重視した研究を進める必要がある。	小中連携の4ブロック以外は2年研究であり、引き続き研究を推進する。また、研究が終了する3区については、新たに推進校ブロックを指定して研究を行う。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	各学校の特色化や個性化を進めるとともに、多様な専門学科を有機的につなげ、地域の総合制高校を目指した市立高等学校間の連携を一層強化し、さらに高校の教育内容を広く市民に提供するとともに、地域社会と連携した教育を推進します。	市立高校において夏季連携講座を開講した。（7講座）また、社会人の授業聴講受入れを試行実施した。（商業高校全日制・定時制、橘高校全日制において計23名の聴講生を受入れ）	事業の充実・発展により、特色ある高校づくり、開かれた高校づくりをより一層推進する。	夏季連携講座の継続実施聴講制度の本格実施。	教育委員会事務局	指導課
	特別支援教育の推進	従来の障害児教育の対象だけではなく、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含めた障害のある一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進します。	小中学校における特別支援教育校内委員会の設置率及びコーディネーター指名率100%、コーディネーター養成研修受講修了者数51名（平成16・17年度合計109名）巡回相談177件、巡回指導151件	通級指導教室の対象にLD、ADHDを含めることなど、学校教育法施行規則の一部改正が行われる予定のため、今後、通級指導教室へのニーズが高まること予想される。通級指導教室の拡充が課題である。	中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」を受けて、「特別支援教室（仮称）」については「今後検討」となり、川崎市としてはモデル校で研究を行いながら、「特別支援教室（仮称）」のあり方を検討する。	教育委員会事務局
聾・養護学校は専門性を生かして、特別支援教育の地域センター的な役割を担うなど、機能の拡充を図ります。		県立を含め市内6校の聾養護学校の支援の地域を定め、地域の小中学校への指導助言、公開研修などを行った。また、一貫した相談体制、広域的な支援体制を支える柱となる「個別の教育的支援計画」案を関係機関と連携して作成し、平成18年度試行の準備を行った。	関係機関による連携システムの在り方について研究すること。また、学校教育法の一部改正が平成18年6月に公布され平成19年4月に施行される。聾・養護学校等を「特別支援学校」に転換する方向性で検討されているが、川崎市としての整備を図る必要がある。	新たな国の動向に即して「特別支援学校」の機能等について検討する。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター 特別支援教育センター
指導・相談体制の充実	教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラーの有効な活用、相談カードの発行など、いじめ・不登校等に対する相談機能を充実させ、早期発見・解決に向けた取組を図ります。	市立中学校51校全校にスクールカウンセラーを配置し、校内の教育相談を円滑に行なった。ケースによってはスクールカウンセラーが不登校生徒の家庭を訪問したりして、学校復帰に向けた動きも見られた。小学校や高等学校からの緊急支援に対してのスクールカウンセラーの派遣要請もあった。派遣の手順のシステム化を図ることによって、子どもたちの心のケアを迅速に行える体制を作った。	小学校・高等学校からの緊急支援の要請により迅速に対応できるような「学校カウンセラー」のような体制の構築が課題である。	小学校や高等学校の緊急支援を常に迅速に行えるようなスクールカウンセラーの配置をめざす。	教育委員会事務局	総合教育センター 教育相談センター
	不登校児童生徒等に対する指導を行うため、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う適応指導教室の充実やNPO法人、フリースペースなどの専門機関等と児童生徒の在籍校とが連携をとることで、子どもたちに多様な教育機会の提供や相談機能を充実します。	今年度も市内の100名を超える不登校児童生徒が通級登録をした。学校復帰のためには学校との連携が必要であり、そのために学校関係者連絡会を年2回、3年生の進路決定の時期には担当者による学校訪問を実施した。学校に対しては月末に活動状況報告書を送付するなど常に連携を図った。保護者との連携に関しては「保護者の会」を各学期に実施し、保護者の思いを受け入れるようにしている。	ゆうゆう広場あさおについては設置場所である生涯学習事業団の今後の動向により移転が必要となる。子どもたちが継続して自分の居場所として安心して通えるように計画的に対応していく。さらに不登校の未然防止の視点での取組を進め、また不登校に関する教育相談機関との連携を推進する。	ゆうゆう広場3か所を継続して運営し、川崎市の不登校対策の充実をめざす。さらに不登校の未然防止の視点での取組を推し進める。	教育委員会事務局	総合教育センター 教育相談センター

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
幼児教育の充実	就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育、保育資源を生かし、本市の実情に即した幼保一元化に向けた取組を推進します。	平成16年度から設置された幼保一元化等推進検討会議において、本市に相応しい幼保一元化施策を検討してきたが、平成17年度においては事業主体となる私立幼稚園経営者に対する理解を深めるための研修会を実施した。また、幼児教育センター職員、学識経験者、保育園職員等が共同して幼保一元化カリキュラムの検討を行なうとともに研究協力園における実践研究の成果を研究し、「幼保一元化等推進検討会議報告書」を提出した。	「研究協力園」と協働して幼保一元化をすすめていく中で、国の「認定こども園」も視野にいれながら、本市としての「認定こども園」の対応について、具体的な指針、申請窓口の1本化など、至急、関係局と協議する必要性がある。	研究協力園とともに本市に相応しい幼保一元化について研究を進める。また、今後は国や県、他都市の動向を見極めながら、関係局との協議を進める。	教育委員会事務局	学事課
	現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、0歳から就学前のすべての子どもの育ちを支える共通の基本的な内容についての教育・保育カリキュラムを作成します。	「川崎再生フロンティアプラン」「かわさき子ども夢と未来プラン」「かわさき教育プラン」と、「川崎市子どもの権利条例」「児童憲章」を基盤にして、乳幼児の育ちを支える家庭・地域・保育所・幼稚園における教育・保育の内容の検討を行った。検討にあたっては、保育所・幼稚園関係者で組織する作業チームをつくり10回の会議を実施し、3月に「乳幼児期のすべての子どもたちの育ちを支えよう！」「乳幼児期の子どもがいきいきと育つましかわさき」と題し、教育・保育の基本的な方向性について示し、「川崎市幼保一元化等推進検討会議」に報告した。	教育・保育の基本的方向の理解と推進にあたっては、保育所・幼稚園・家庭・地域の協力が必要である。また、担当局もまたがることから局同士の連携協力が今後さらに必要となる。	作成した教育・保育の基本的方向についてはさらなる検討を進めるとともに、家庭・地域・保育所・幼稚園に対して教育・保育の基本的な方向へ向けての理解や内容の周知を図り、実現化に努める。	教育委員会事務局	総合教育センター 幼児教育センター
	私立幼稚園に対し、障害のある子どもの受入や預かり保育の拡充を含めた支援を行います。	川崎市内の幼稚園児の99.2%が私立幼稚園に在園しており、私立幼稚園が本市の幼稚園教育のほとんどを担っている現在、私立幼稚園の実施する研究・研修事業の充実が本市の幼稚園教育の振興に直接結びつくものといえる。このため、平成17年度も本市の実情に即し、引き続き幼稚園協会の実施する研究・研修に対し事業補助を実施した。	補助事業の内容を見直し、要望、必要性の高い障害児、預かり保育事業補助の充実を図る必要がある。	私立幼稚園事業補助のうち今後も要望及び必要性の高い障害児、預かり保育事業へ補助を充実していく方向である。	教育委員会事務局	学事課

(3)遊びや体験の場の整備

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子どもの遊びと健全育成の推進	こども文化センターが、中学生、高校生の居場所として、より利用しやすくなるよう整備を進めます。	中学生、高校生の居場所づくりの一環として、南河原こども文化センター（幸区）・白山こども文化センター（麻生区）2か所に、平成16年度に音楽室を整備した。平成17年度の利用状況としては、南河原こども文化センター549団体・1,726名、白山こども文化センター554団体1,715名、全体では、月平均100.3団体・312.8名であった。	音楽室は市内で2か所整備したが、今後は、関係局・区と協議し、設置場所の拡大を検討する必要がある。また、中高生の利用促進については、施設整備を含め、広報等で周知を図る必要がある。	利用の目的に沿った施設整備計画を策定していく。	市民局	青少年育成課
	放課後、小学校から直接こども文化センターへ来館し、利用できるアスкул制度により利用の利便性を図ります。	平成17年度の利用数としては、月平均244名。（平成17年4月～平成18年3月までの集計）	こども文化センターによって、利用が全くないところもあり、将来的にあり方の検討が必要である。	選択肢の1つとして活用できるよう継続する。	市民局	青少年育成課
	放課後、学校施設を利用し、子どもに遊びの場を提供するわくわくプラザを充実します。	狭隘施設解消のため、東高津小学校および白幡台小学校わくわくプラザ室の整備を行った。また、障害児の利用に合わせ、整備されていないわくわくプラザで利用するトイレの改修やスロープの設置を行った。	大規模マンション等の建設により、児童数の増加、狭隘となってきた。小学校自体が、教室不足になり、本来目的の再転用余裕教室利用ができなくなることが予想される。	引き続き、狭隘施設解消および障害児対応について、学校、教育委員会と協議を行いながら、整備を進めていく。	市民局	青少年育成課
	子どもたちが歩いていける範囲に街区公園などの身近な公園を整備します。	身近な公園を2か所整備し、公園の用地を4か所取得した。	現在、当面の街区公園設置基準による公園必要地域が6か所あり、その地域の公園緑地の整備が課題となっているが、公園緑地の整備には用地の確保が不可欠である。	市街地の全域で歩いていける範囲に街区公園などの身近な公園の整備を進める。	環境局	公園緑地課
	里山の自然環境など立地特性を生かした個性と魅力ある大規模公園緑地づくりを推進します。	大規模公園緑地（生田緑地、等々力緑地、菅生緑地）の整備及び用地取得（用地取得は生田緑地のみ）を行った。	公園緑地の整備には用地の確保が不可欠である。	大規模公園緑地については立地特性等を踏まえて、個性と魅力ある公園づくりを進めていく。	環境局	公園緑地課
	老朽化した近隣・地区公園を活性化するために、市民との協働により整備計画を策定するリフレッシュパーク事業を推進します。	リフレッシュパーク事業により桜川公園の整備及び御幸公園の整備計画を策定した。（平成17年度で桜川公園については整備完了。平成18年度より御幸公園の整備を行う。）	開設後相当の年月が経過し、施設の老朽化が進んでいる公園緑地については、市民意見を取り入れながら再整備を行い、機能の増進を図ることが求められている。	老朽化した近隣・地区公園のうち6公園を地元住民とワークショップ方式により改修計画を作成し、質の高い特色ある公園として再整備を行う。	環境局	公園緑地課
	子どもが学び、遊び、作り続ける施設であり、子どもたちの居場所としての機能を持つ「子ども夢パーク」において、スタッフの育成などを進め、充実を図ります。	子ども夢パークのスタッフについては、特にプレーリーダーとしての資質に重点をおいて選考した。スタッフ研修としては、他の施設のプレーリーダーや子どもの権利保障等にかかわる学識者、それらの専門知識・経験を有するスタッフが講師となり、体験報告、子どもの権利保障に関する問題や課題の共有化、解決策の検討などを行った。	研修時間の確保、研修内容の多様化により、子どもの意見表明・参加促進を保障するスタッフとしての資質の向上が挙げられる。	指定管理者制度の元で、より充実した研修が図られるよう、検証・評価を行っていく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当	
自然体験学習等の推進	青少年教育施設において、子どもの自然とのふれあいや野外活動の体験、仲間づくりなどを推進します。	八ヶ岳少年自然の家において、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活を体験させることにより、自然と人間とのふれあいをとおして、心身ともにたくましい児童・生徒の育成を図った。平成17年度は小学校114校、中学校51校、聾・養護学校3校にて実施した。実施学年は小学校5年生と中学校1年生。	本事業は集団宿泊生活・団体行動を通して人間の触れ合いを深め、豊かな自然環境の中でさらに学校教育の内容をより豊かにし、自然を仲立ちとした体験活動により児童・生徒の学習意欲の向上や、豊かな感性と健康でたくましい心身を育成することにつなげていくためにさらに充実する必要がある。また生活体験や自然体験等具体的な直接体験の機会を豊かにすることが課題となっているので、本事業をさらに推進して教育活動全体の発展へつなげていけるようにしていきたい。	継続実施する。	教育委員会事務局	指導課	
	青少年の家、八ヶ岳少年自然の家における青少年団体宿泊研修を通じて、青少年の社会性や豊かな人間性を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。	青少年の家及び八ヶ岳少年自然の家において、青少年団体を中心に受け入れとプログラム提供を実施している。	施設の設立目的が充分活かされ、かつ利用促進が図られるようにする必要がある。	学習機会の充実を図る。	教育委員会事務局	生涯学習推進課	
	青少年科学館において、プラネタリウムによる天文学習や、地層や植物の自然観察・科学実験などの各種学習・教室を実施します。	プラネタリウムの観覧者数82,729人、地層・林の観察6,602人、植物などの野外観察会50回、1,000人の参加があった。	事業の充実に伴う効率的な職員の配置を検討する必要がある。	事業の統廃合と効率的な運営。	教育委員会事務局	青少年科学館	
	各地域において夏休み親子工作教室などを実施し、創作活動を通して、親子のふれあいと子どもの創造性を育みます。	市内68小学校でPTAと学校が共同で、夏休み親子工作教室を実施し、15,594人が参加した。	平成18年度以降学校により夏休み期間が変動することによる、開催日の減少への対応が考えられる。	実施校ごとに独立して実施してきたが、相互の交流や作品の紹介を行う展示会の実施を検討する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課	
文化・芸術活動の推進	市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園において、芸術、文化、美術、伝統、歴史などに触れ、体験する機会を促進します。	学校から市民ミュージアムまでをバスで結び、午前9時半から11時半（午後は、1時半から3時半）まで学習し、給食時間に間に合うように帰校する移動教室を実施した。市内69小学校、6,683名が参加した。	手作りの模型等を含め、できるだけ具象物を通して児童が理解を深められるように努めている。しかし、ビデオ等の映像資料が古く、今の時代にあわないところが見られる。また、6月から1月までの長期間に渡るので、その年度によって学習単元の組み替えが必要な学校があり、教育課程にも影響がある。多摩、麻生区等の学校は、参加したいが遠距離のため時間的に無理な学校がある。	市内小学生が川崎の歴史を理解するうえで非常に役立っている事業なので、今後も継続するとともに、この機会に、ミュージアムの魅力をアピールし、将来の市民にミュージアムが支持されることをめざす。	教育委員会事務局	市民ミュージアム	
		体験講座として、親子わら細工、親子はたおり、親子竹細工、竹馬やこま回し等の遊び、藁ぐつ・蓑などの着用体験、十五夜のお供え(団子、けんちん汁など)を作り民家での行事体験、実演「大工仕事」と体験「こども大工入門」、大八車・井戸汲み・石臼(粉引き)の体験などを実施した。また、園内民家の囲炉裏に火を入れ、床部分を公開した。	文化財建造物の中での火の管理、夜間の安全性の確保、指導者の確保と高齢化、1日に受け入れられる学校数など。	継続実施する。	教育委員会事務局	日本民家園	
		小・中学校の児童・生徒に、岡本太郎の作品・人生及び現代芸術に触れてもらうよう、団体見学を実施した。市内小・中学校60校、5,944名が参加した。	川崎市内の全小・中学校の児童・生徒の見学には至っていない。	川崎市内の全小・中学校の児童・生徒の見学の増加を図る。	教育委員会事務局	岡本太郎美術館	
		子どもの音楽活動の推進を目指して、音楽の祭典、オーケストラ鑑賞、行進曲かわさきの制作、地域の音楽家との交流などを推進します。	平成17年9月に各小・中学校を対象にオーケストラ鑑賞を行なった。平成18年1月には音楽の祭典を行い、音楽活動の発表の場を設けた。音楽の祭典ではジェイムズ・バーンズ作曲による「マーチ・かわさきのねいろ」を演奏した。また、事業の一環として「地域に開かれた子どもの音楽活動」の推進を毎年行い、地域の音楽家を招き、特色を活かした活動を実施した。	活動により効果は得られたが、定数等の関係により全ての学校を対象にすることができないため、より多くの学校に音楽活動推進の機会を作る必要がある。	・平成17年度制作「マーチ・かわさきのねいろ」の浸透、オーケストラ鑑賞、音楽の祭典、地域に開かれた子どもの音楽活動の継続実施により、子どもの音楽活動のさらなる推進を図る。	教育委員会事務局	指導課
		お話のおもしろさ、本を読む楽しさを体験できるように、公立図書館において幼児、小学生を対象に、おはなし会を開催し、子どもと本の出会いを促進します。	各市立図書館でのボランティアグループによるおはなし会等を実施した。「かわさき読書の日」のつどい(11月6日開催)において、子ども対象の読み聞かせ、紙芝居、すばなし等を実施した。また、読み聞かせへの理解を深める家庭向け冊子「えほんだいすき」を増刷し、区保健福祉センター、市立図書館等で配布した。	学校図書館等における読書環境の整備、読書の楽しさを広める普及広報活動、読書活動推進における学校と行政の連携	子どもの読書活動への理解を広めるために、家庭への普及広報や地域との連携、ボランティア支援等を推進する。	教育委員会事務局	指導課 生涯学習推進課
		学校図書館の充実と有効活用を図るため、学校図書館ボランティアの育成や、公立図書館との連携を推進することにより、子どもの読書習慣の形成を進めます。	各区の学校を巡回訪問して、図書館環境の整備、読書活動の工夫等について、司書教諭や図書ボランティアへの指導助言等を行った。7区合計で延べ1,400回程度の訪問を実施した。また、図書ボランティア支援として、各区において、図書館コーディネーターが企画し、また、公共図書館とも連携して、図書ボランティア研修会を開催した。7区合計で25回開催した。	学校図書館等における読書環境の整備、読書の楽しさを広める普及広報活動、読書活動推進における学校と行政の連携	学校図書館コーディネーターの巡回訪問を継続し、一層充実させる。また、図書ボランティア研修会の内容を、ボランティアのニーズに合わせて、さらに充実させる。	教育委員会事務局	指導課 生涯学習推進課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
スポーツ活動の推進	地域の自主的な運営による総合型地域スポーツクラブを育成し、子どもたちの健康・体力づくりや世代間の交流を促進します。	自主運営・活動を推進するための環境づくりとして、総合型地域スポーツクラブの創設・普及を目指して行われるスポーツ体験教室等事業への支援、講演会の実施、準備会活動を行っている方を対象とした交流研修会などを行った。平成17年度は2つの総合型クラブが設立し市内3クラブとなった。総合型クラブでは、子どもの体力作り、健全育成を担うとともに、コミュニティ活動の核となり地域に根ざしたスポーツ振興を図っている。	設立し活動が具体化する段階では、活動の核となるクラブハウス機能の確保や総合型地域スポーツクラブ間のネットワーク化を図ることなどが必要である。	平成19年度を目標に各区に1か所以上のクラブができ、それをモデルに各中学校区程度の地域で、この理念にもとづいた地域のスポーツ活動が展開するよう取組みを進める。	教育委員会事務局	スポーツ課
	スポーツセンター等において、子どもたちがスポーツに親しむ場や、スポーツを通じて親子がふれあう機会を提供します。	各区におけるスポーツ活動拠点として、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが、生涯を通して、スポーツ教室（少年スポーツ教室、親子スポーツ教室など）、個人利用（「スポーツデイ（小学生以上対象）」、キッズコーナーなど）の実施などスポーツに親しむ場や機会を提供した。	今後、一層、スポーツ施設の専門性を確保しながら、多様な市民サービスに対応する。また、スポーツ施設の企画・運営について市民の参加を図ることが重要であり、スポーツを通して地域コミュニティの活性化を図る。	総合型地域スポーツクラブ育成、スポーツ事業への市民参加の推進など地域スポーツ推進拠点としての体制づくりを図り、誰もが生涯を通してスポーツに親しむ場や機会を提供する。また、スポーツを通して地域コミュニティの活性化を進める。	教育委員会事務局	スポーツ課

基本目標 6 子どもと子育てにやさしいまちづくり

(1) 子育てに配慮した住宅の整備

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子育てに配慮した民間住宅の普及推進	不足している適切な広さのファミリー向け賃貸住宅の供給を誘導するため、住替えを希望する高齢持家世帯の住宅を有効活用し、子育て世帯が子育ての一定期間、負担可能な家賃で利用できるような定期借家戸建賃貸住宅等の普及方策について検討します。	川崎市住宅政策審議会に「川崎市住宅基本計画の推進について」を諮問し、川崎市住宅基本計画に示された重点施策の具体的な推進方策等について審議を行なった。平成17年10月、同審議会において、「高齢者等の住替え支援施策の推進について」を議題に審議を行い、高齢者等の住替えニーズの有無や持家を賃貸化する際のリフォーム費用の確保方策、適切な家賃設定等、住替え相談窓口の開設に向けた段階的な施策展開等について意見が出された。	高齢持家世帯等の住替えを推進するためには、ニーズを踏まえた住替え先の相談や情報提供を行う相談窓口等の整備が必要であるが、その実施には適切なニーズ把握や住替え先となる住宅、施設等の情報整理、市内事業者との協力関係等が必要であり、こうした作業や協力関係の構築には時間を要する。また、持家を賃貸化後に売却する場合、譲渡所得税において居住用財産と同等の特別控除が適用されない等、税制上の課題がある。	平成18年8月に川崎市住宅政策審議会の答申があり、小さな子どものいる子育て世帯だけではなく、高齢者等、誰もが安心して快適に生活することができるよう、国の「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」と同等のバリアフリー化が必要であると提言されたことに基づき、施策の具体化に向けた検討を行う。	まちづくり局	住宅整備課
	子育て世帯の入居が促進されるよう、騒音対策や子育て支援施策との連携が図られているなど、子育て対策が施されたマンション等の共同住宅の普及方策を検討します。	川崎市住宅政策審議会に「川崎市住宅基本計画の推進について」を諮問し、平成17年3月に改定した川崎市住宅基本計画に示された重点施策の具体的な推進方策等について審議しており、平成18年1月に開催した同審議会において、「子育て世帯等に配慮した民間住宅の普及方策について」を審議した。	川崎市住宅政策審議会において、ハード面の課題としては、共用部分等の整備におけるインセンティブの設定や新築分譲住宅を対象とした基準だけでなく、既存住宅・賃貸住宅を対象にした基準の作成等の意見があった。また、ソフト面の課題として、地域コミュニティとの連携や相談サービスの担い手の育成、庁内関係部局等との連携等の検討が必要との意見が出された。	子育て世帯の多く入居する特定優良賃貸住宅の周知のために、対象を絞って広報することが必要である。	平成18年8月に川崎市住宅政策審議会の答申があり、小さな子どものいる子育て世帯だけではなく、高齢者等、誰もが安心して快適に生活することができるよう、国の「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」と同等のバリアフリー化が必要であると提言されたことに基づき、施策の具体化に向けた検討を行う。	まちづくり局
特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進	特定優良賃貸住宅等は子育て世帯に利用しやすいよう、子供の数に応じた収入基準の緩和と家主（認定事業者）による入居者負担額の抑制策などを検討します。	18歳未満の同居者がいる子育て世帯に対し、入居収入要件（月額所得20万円以上の基準を、18歳未満の同居親族1人につき1万円減）の緩和を行った。子育て世帯の入居割合は約6割。また、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等に関する特別措置法に基づく地域住宅計画に、配慮入居者として、所得60万1千円を超える者のうち、18歳未満の同居親族を有する者を位置付け、特定優良賃貸住宅への入居機会を拡大した。	子育て世帯の多く入居する特定優良賃貸住宅の周知のために、対象を絞って広報することが必要である。	新規認定は平成16年度から原則として休止し、必要に応じ、市街地更新等のまちづくり事業等の事業ツールとして限定的に活用する。また、既存住宅は、市場に帰すことを基本として、管理期間中は、家賃値下げ等により行政負担の圧縮に努めるとともに、子育て支援策としてより有効に活用する。	まちづくり局	住宅整備課
市営住宅の入居システムの工夫	市営住宅の入居において、ひとり親世帯、多子（子供が3人以上）世帯や、若年子育て世帯など、より住宅に困窮する世帯の入居機会の拡大が図れるよう、入居システムを工夫します。	川崎市住宅政策審議会から新たな市営住宅管理制度のあり方について答申を受け、本件事業の実現に向け検討している。	住宅困窮度の評価については、困窮状況が的確に反映され、公平性の確保された評価項目とするために、慎重な検討を要する。また、子育て世帯を対象とした住宅は、限られた供給戸数の中で、他の困窮事由による応募者用の住宅戸数との均衡を図る必要がある。また、より子育てに適した住宅であるなど、環境条件の適性を検討のうえ対象住宅を決定する必要がある。	住宅に困窮するひとり親世帯、多子（子供が3人以上）世帯及び子育て世帯などの入居機会の拡大が図れるよう、ポイント制及び定期借家制度の実施に向け検討を行う。	まちづくり局	住宅管理課
健康で安全な居住環境の推進	住居内における健康上の危害の発生防止や快適で安全な居住環境の確保を支援するため、情報提供、啓発活動、市民相談等健康リビング推進事業の充実を図ります。	各区役所保健福祉センターにおいて市民からの相談・要望（相談総数 5,933件）に対応し問題解決のための助言を行い、必要に応じて簡易測定器等を用いて測定を実施した（測定住宅数 15施設、検査総数 148件）。また、両親学級において、乳幼児と居住環境等について講話を行った。（衛生講習会 87（81）回、3,744（3,561）人）カッコ内は両親学級の数。	シックハウス症候群対策やダニ・カビ等のアレルギー対策等の問題に総合的に対応するため関係部局との連携体制の確立に努める必要がある。	引き続き、各区役所保健福祉センターの健康リビング相談窓口を中心に、市民からの相談や要望に対して助言を行うことにより、問題解決を支援する。また、新たな問題点やその現状を把握するように努め、相談等に迅速に対応するために積極的な情報収集を行い、情報の還元を図る。様々な機会をとらえて、健康を支える居住環境づくりを推進するための普及啓発を行う。	健康福祉局	生活衛生課

(2) 安心して外出できる環境の整備

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
福祉のまちづくりの推進	市民にやさしいまちづくりを進めるため、「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいた建築物や道路、公園等の整備を推進します。	指定施設について事前協議を実施し、公共的施設のバリアフリー化の普及を促進した。	不特定多数の人が利用する公共的施設について、より多くの施設がバリアフリー化されるよう、福祉のまちづくり条例の考え方についての普及・啓発が必要である。	交通バリアフリー基本構想策定や公共施設の改善など、公共のイニシアティブによるバリアフリー化を推進する。	まちづくり局	企画課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
授乳コーナー、ベビーベッド等の設置の促進	子どもを連れて安心して外出できるよう、公共的施設への授乳コーナーやベビーベッドの設置を促進します。	子どもを連れて安心して来庁できるよう、公共的施設への授乳コーナーやベビーベッドの設置を進めている。 【市役所本庁舎、第2庁舎及び第3庁舎設置実績】 ベビーキープ 本庁舎1、第2庁舎2、第3庁舎1 ベビーシート 本庁舎1、第3庁舎2 授乳コーナー 本庁舎1 【各区役所設置実績】 ベビーキープ（川崎5、大師1、田島2、幸6、日吉10、中原区8、中原保2、高津21、橋1、宮前区5、向丘1、宮前連1、多摩78、生田1、菅1、麻生5、柿生1） ベビーシート（幸6、日吉4、中原区1、中原保1、高津1、宮前区5、多摩27） ベビーベッド（川崎12、大師2、田島2、幸9、日吉5、中原区2、中原保9、高津18、橋2、宮前区14、向丘1、多摩10、生田1、麻生13） 授乳コーナー（川崎1、幸1、日吉2、中原区1、中原保1、高津2、宮前区1、向丘0、宮前連0、多摩1、麻生1） (略称) 7区役所(川崎、幸、中原区、高津、宮前区、多摩、麻生)、2支所(大師、田島)、4出張所(日吉、橋、向丘、生田)、3連絡所(宮前連、菅、柿生)、1保健所(中原保)	既存の施設において、授乳コーナーやベビーベッド等を設置するためには、新たなスペースの確保が必要である。	設置については、スペース等の建物の状況や利用状況を考慮しながら検討していく。	総務局 総合企画局	庁舎管理課 区行政改革推進担当
バリアフリー化の推進	一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基本構想を策定する。	新百合ヶ丘駅周辺地区の交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定手続きが終了した。ガイドライン策定に向けた現況分析、課題等の調査検討を行い、ガイドライン案を策定した。	バリアフリー新法への対応が必要となっている。	平成18年度に制定が予定されているバリアフリー新法の動向を見定めながら、具体的なバリアフリー化推進方策についての検討を進める。	まちづくり局	企画課
	基本構想に基づき、歩行空間の整備等を重点的に実施します。	平成16年11月に基本構想が策定された、川崎駅周辺地区、溝口駅周辺地区において、点字ブロック、案内表示の整備を実施した。	特になし。	川崎市交通バリアフリー基本構想に基づき、順次整備を実施していく。	建設局	道路計画課 維持課
	鉄道駅舎へのエレベーターの設置を促進します。	市内の鉄道駅は54駅あり、バリアフリー法に基づき平成22年までに整備が必要とされている、利用者が5千人以上かつ高低差が5m以上の駅は31駅あり、そのうち平成18年3月現在では、26駅で段差が解消されており、また、エレベーターの整備済みは21駅、車椅子対応のエスカレーターは5駅となっている。このほかに、平成16年12月に開設された小田急多摩線の「はるひ野駅」にはエレベーターが整備されており、また、段差が5m未満の駅でも、京急大師線の小島新田駅のようにスロープが整備されている駅が5駅ある。本市としては、市内の鉄道駅舎にエレベーター等を設置する費用の一部を助成し、バリアフリー化への整備の促進を図っており、平成17年度の事業実績としては、二子新地駅（E V1基）、百合ヶ丘駅（E V2基）、黒川駅（E V4基）への補助を実施している。	同一年度に事業者の要望駅が集中すると補助が困難となるため、各鉄道事業者と事前の調整を要する。	引き続き、各鉄道事業者との調整を図りつつ補助事業を実施し、駅舎のバリアフリー化を促進する。	まちづくり局	交通計画課
安全で快適な道路環境の整備	人の利用の安全・快適に配慮した道路の新設・改築等の道路整備を進め交通安全対策を推進します。	通勤、通学、買い物など市民生活に密着した生活道路の拡幅、交差点の改良、電線類の地中化等を行い、安全で快適な地域の交通環境の改善を図っている。	事業の執行には、用地買収が伴うため、関係地権者との交渉が事業の進捗に大きく影響してくる。また、用地買収状況に応じた効率的な工事を施工するため、各区建設センター、地元関係者及び交通管理者等との綿密な調整が必要となる。	整備にあたっては、道路のネットワーク化を基本としつつ、地域の状況を各区の建設センターと協議し、地域の実情に即した道路整備を行う。	建設局	道路整備課
	交通事故の多発している道路、その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、「あんしん歩行エリア」に指定し総合的な交通安全対策を進めるなど、効果的な取組により死傷事故の削減を図ります。	住民参加により計画策定を行った。	計画事業費が大幅に増加しており、対策の優先度を十分精査し、整備財源の確保に向けて調整を行っていく必要がある。	平成19年度までに市内8地区のエリア内の死傷事故件数を、2～3割抑止することを目標とした交通安全対策を進める。	建設局	維持課

(3) こどもの安全を確保する活動の推進

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
交通安全教育の推進	各学校においては、継続的・計画的に交通安全教育（歩行者としてのマナー及び正しい自転車の乗り方等）を実施し、交通事故から身を守る意識を高める教育を推進します。	各幼稚園、小学校、中学校、高等学校において交通安全教室を開催し、低学年には安全で正しい歩行や横断の仕方について、また高学年、中学生、高校生には自転車の安全な乗り方などを中心に所轄警察署や関係機関の協力により実施した。	交通事故発生件数の減少が見られないため、さらなる交通安全教育の推進が必要である。	より一層の交通安全教育が実施されるよう、各学校に対し具体的な資料提供を行なう。また、引き続き、小学校における交通安全教室の実施を推進するとともに、中学校における自転車教室等の開催を推進する。	教育委員会 事務局	健康教育課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
交通安全教育の推進	地域と連携し、保護者や高齢者に対し、子どもの手本となるよう交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた交通安全教室を充実します。	母親や高齢者を対象とした交通安全教室や自転車教室を、地域の実情に即して実施した。教室35回、2,970人の参加があった。	各地区交通安全対策協議会を中心とした活動を行っているため、全市で統一的な取り組みを実施していないことが挙げられる。	引き続き、保護者や高齢者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、各季の運動においても交通ルールの遵守や交通マナーの向上を目的とした啓発活動を推進していく。	市民局	地域生活課
	チャイルドシートの着用の徹底を図るため、その必要性和着用効果を認識し、正しい着用が行われるよう安全意識を高める啓発活動を推進します。	各季の運動において運動の重点に「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」を盛り込み、チャイルドシートの着用及び正しい取り付けについて、街頭での啓発活動やキャンペーン等を14回実施した。	各地区交通安全対策協議会を中心とした活動を行っているため、全市で統一的な取り組みを実施していないことが挙げられる。	引き続き、各季の運動を中心とした活動を進めるとともに、様々な機会を捉えて啓発活動を推進する。	市民局	地域生活課
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	市内の公立学校等と警察担当者が、事件や子どもの非行化を未然に防ぐために児童・生徒の諸問題や健全育成について定期的に情報交換を行う川崎市学校警察連絡協議会を充実します。	全市学校警察連絡協議会では、全体協議会を2回、運営委員会を3回、川崎市全域の広報パトロールを夏、冬に合計16日間実施した。また、会報を2回発行し、活動の周知を図った。8地区の学校警察連絡協議会では、各地区の実態に即して、地域の関係団体と連携を取る中、協議会や善行表彰、パトロール、危険箇所マップの作成、学校安全研修会を各警察署と連携を図り実施した。	学校安全の課題解決のため、全市の学校に出向き、学校安全チェックを行い、その成果を市内に普及していく必要がある。今後、子どもを取り巻く社会状況を見据えた取組を行っていく必要がある。	学校・警察の枠だけでなく、地域や保護者を取り込んだ活動を展開していくことが必要である。	教育委員会事務局	指導課
	子どもたちが事件・事故に巻き込まれることのないよう、地域の安全・防犯体制への取組の強化を推進します。	平成17年10月に、市民、事業者、関係団体、警察及び行政が連携して防犯対策の取り組みを進めるため「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を設立するとともに、地域の実情にあわせた地域ぐるみでの防犯対策を効果的に実施するために、各区においても、区ごとに「安全・安心まちづくり推進協議会」を設立した。	各区の安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、市民・事業者・関係団体・警察及び行政の更なる連携が必要である。	平成18年度中に、「子どもを犯罪被害から守る」を含めた5つの基本方針を策定し、また、平成18年度の協議会の事業推進計画をもとに、市民が総ぐるみで力を合わせ、犯罪のない安全・安心な川崎を目指す。	市民局	地域生活課
	学校防犯について危機管理マニュアルを作成し、施設設備面での安全管理体制を強化し、幼児・園児・児童・生徒に対する安全教育、教職員の危機管理に対する意識の向上などを図り、安全な環境づくりを推進します。	昨年、発生した子どもが被害に遭う事件を受け、学校安全ハンドブックを基に各学校が作成している危機管理マニュアルを再確認することや児童生徒の登下校の安全確保について指導の徹底を図ることを周知した。各学校では、危機管理マニュアルに基づき、所轄の警察署や暮らし安心指導員等の協力を得て、不審者侵入等緊急時に対応できるようさす股の使用など防犯講習会を実施するなど、学校教職員や保護者の防犯意識を高めている。	防犯講習会や子ども向け誘拐防止教室等の広報活動及び危機管理マニュアルの見直しが必要である。	学校が保護者や地域の方々と連携し、地域全体で子どもが安全で、安心した学校生活が送れるよう、地域ぐるみで学校の安全確保に取り組んでいく。	教育委員会事務局	健康教育課
	子どもたちが被害者となる事件や事故を未然に防ぎ、地域の大人が子どもたちを暖かく、見守り育てていくための地域環境づくりを目的とする「こども110番」事業の促進を図ります。	現在114小学校中、107小学校がこども110番事業を行っているが、全小学校での実施のため、当該小学校と調整を行う。また、生活協同組合のコープかながわの配送車両を活用した「うごくこども110番」の実施を行った。	全国的に子どもの安全を脅かす事件が増加しており、さらなる事業の拡充が必要である。	「うごくこども110番」の拡大に向け、引き続き関係機関、関係団体と連絡調整を行う。	市民局	青少年育成課
	学校とPTA・地域が連携して行う地域パトロール、通学路の安全点検、防犯マップ・安全マップの作成など「子どもの安全のためのネットワーク」づくりを推進します。	日吉地区（小倉小学校・南加瀬小学校・夢見ヶ崎小学校・日吉小学校・日吉中学校・南加瀬中学校）がモデル地域に指定され、学校安全指導員（スクールガード・リーダー）による学校内外の巡回指導や学校安全ボランティア（スクール・ガード）への指導など、地域ぐるみで子ども達の安全確保に取り組んでいる。他の学校についても、昨年、他地域で発生した事件を受け、通学路の安全点検の実施や、その点検結果や「子ども110番」の家の位置の確認などを反映させた安全マップの作成及び見直し、PTAや町内会・老人会等の協力による学校内外の巡回パトロールの実施などに取り組むよう、周知している。	子どもたちの安全対策について地域への啓発活動・安全マップの見直しが必要である。	平成18年度は「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」のモデル地域の拡大（7地区）に取り組み、早い時期に全市的に事業展開ができるよう取り組んでいく。	教育委員会事務局	健康教育課
小学校においては低学年児童を中心に防犯ブザーを配布する等、犯罪被害に会わないための行動及び犯罪被害が発生した場合やその恐れがある場合の対処方法などの指導を充実します。	市立小学校の低学年（1～3年生）の全児童が防犯ブザーを携帯している。また、昨年、他地域で発生した事件を受け、防犯ブザーの点検や使用方法の訓練などに取り組むよう、各学校に周知している。	昨年度末に防犯ブザーの寄贈があり、現5年生に配布したため、平成19年度の配布で、市立小学校1年～6年生の全児童が防犯ブザーを携帯する。子どもたちが危険回避能力を身につけるためにも防犯ブザーの点検や使用方法の訓練については、今後も継続して周知していく。	平成19年度も新1年生の全児童に防犯ブザーを配布し、市立小学校1～6年生の全児童が防犯ブザーを携帯する予定。	教育委員会事務局	健康教育課	

かわさき子ども「夢と未来」プラン 所管局(区)・担当一覧

所管局・区	担当	電話(直通)	備考
総務局	庁舎管理課	200-2081	
総合企画局	区行政改革推進担当	200-2358	
市民局	地域生活課	200-2266	
	青少年育成課	200-2668	
	勤労市民室	200-2271	
	人権・男女共同参画室	200-2343	子どもの権利担当
環境局	公園緑地課	200-2390	
健康福祉局	健康増進課	200-2413	
	環境保健課	200-2435	
	生活衛生課	200-2447	
	疾病対策課	200-2440	
	地域医療課	200-2426	
	地域福祉課	200-2626	
	福祉医療課	200-2695	
	障害計画課	200-2456	
	療育福祉課	200-2675	
	こども事業本部(企画調整担当)	200-3733	
	こども家庭課	200-2672	
	こども計画課	200-2662	
	保育運営課	200-2664	
	まちづくり局	企画課	200-2715
交通計画課		200-2717	
住宅整備課		200-2996	
住宅管理課		200-2948	
建設局	道路計画課	200-2769	
	道路整備課	200-2798	
	維持課	200-2802	
川崎区役所	こども総合支援担当	201-3268	
	総務企画課	201-3267	
	地域保健福祉課	201-3202	
	保健福祉サービス課	201-3206	児童・家庭支援担当
幸区役所	こども総合支援担当	556-6693	
	地域保健福祉課	556-6643	
	保健福祉サービス課	556-6688	児童・家庭支援担当

所管局・区	担当	電話(直通)	備考
中原区役所	こども総合支援担当	744-3238	
	総務企画課	744-3149	
	地域保健福祉課	744-3252	
	保健福祉サービス課	744-3263	児童・家庭支援担当
高津区役所	こども総合支援担当	861-3291	
	地域保健福祉課	861-3313	
	保健福祉サービス課	861-3315	児童・家庭支援担当
宮前区役所	こども総合支援担当	856-3118	
	総務企画課	856-3133	
	地域振興課	856-3135	
	地域保健福祉課	856-3252	
	保健福祉サービス課	856-3259	児童・家庭支援担当
多摩区役所	こども総合支援担当	935-3431	
	総務企画課	935-3122	
	地域保健福祉課	935-3292	
	保健福祉サービス課	935-3293	児童・家庭支援担当
麻生区役所	こども総合支援担当	965-5303	
	地域保健福祉課	965-5156	
	保健福祉サービス課	965-5158	児童・家庭支援担当
市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当	813-3113	
教育委員会事務局	学事課	200-3267	
	人権・共生教育担当	200-3273	
	健康教育課	200-3299	健康教育課庶務
	指導課	200-3290	
	生涯学習推進課	200-3304	
	スポーツ課	200-3312	
	カリキュラムセンター	844-3720	
	教育相談センター	844-3700(溝口)	541-3633(塚越)
	幼児教育センター	833-5171	
	市民ミュージアム	754-4500	
	岡本太郎美術館	900-9898	
	青少年科学館	922-4731	
	日本民家園	922-2181	

かわさき子ども「夢と未来」プラン

- 川崎市次世代育成支援対策行動計画 -
実施状況について（平成17年度実績）
（平成18年11月発行）

問い合わせ先 川崎市健康福祉局こども事業本部（企画調整担当）
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3733 F A X 044-200-3933
E-mail 35kodoki@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY